

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」関係施策

令和3年度実施状況
令和4年度実施計画

目 次

II あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

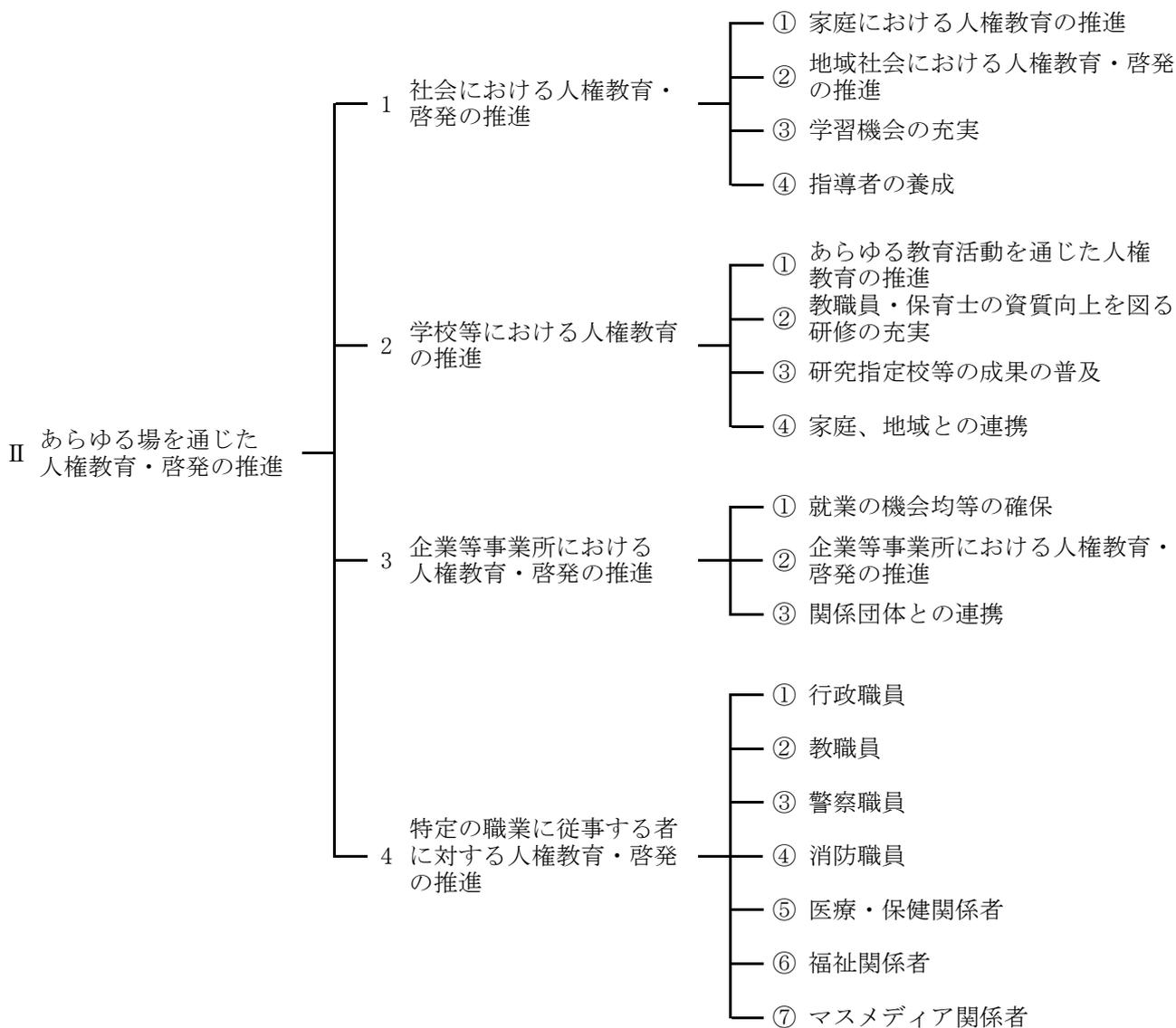
| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 社会における人権教育・啓発の推進 | 1 |
| 2 | 学校等における人権教育の推進 | 3 |
| 3 | 企業等事業所における人権教育・啓発の推進 | 5 |
| 4 | 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 | 5 |

III 重要課題への対応

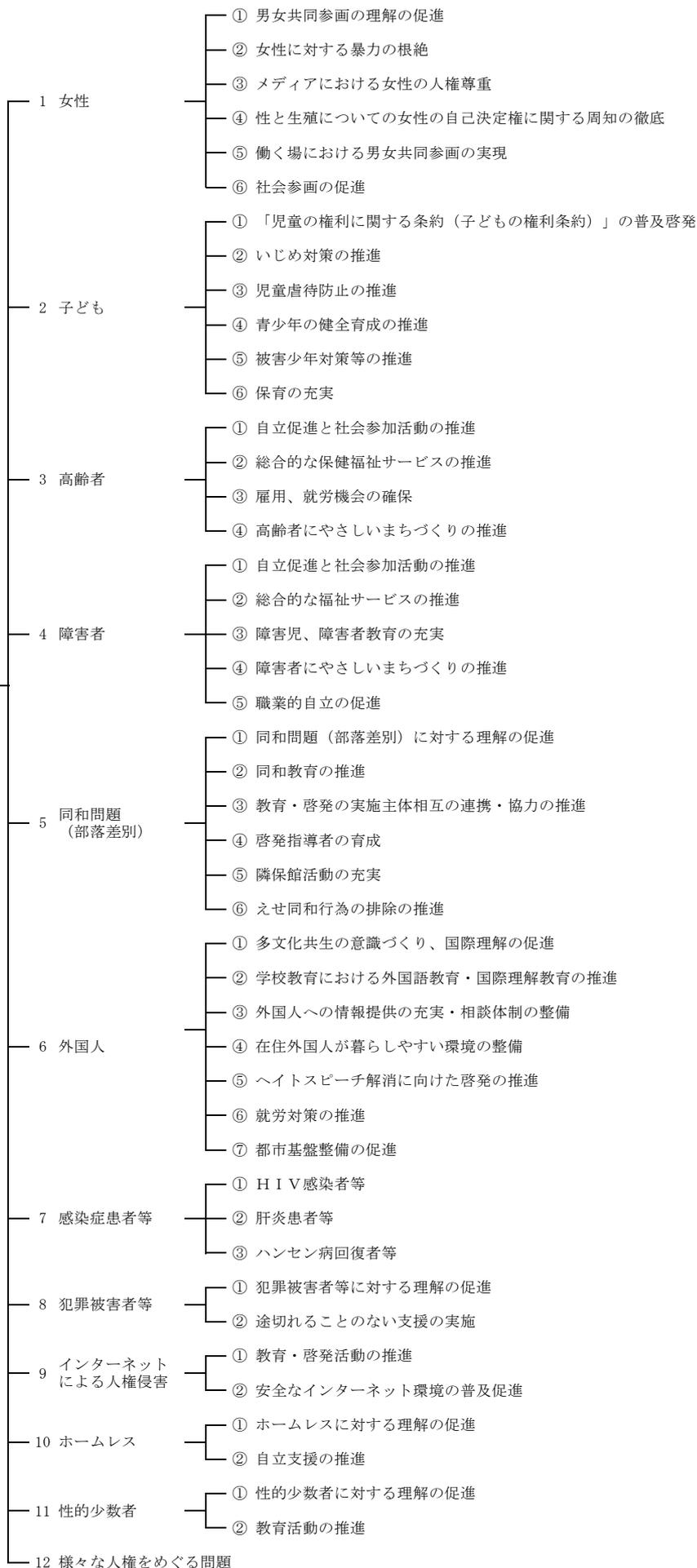
| | | |
|----|----------------|----|
| 1 | 女性 | 9 |
| 2 | 子ども | 13 |
| 3 | 高齢者 | 18 |
| 4 | 障害者 | 20 |
| 5 | 同和問題（部落差別） | 24 |
| 6 | 外国人 | 28 |
| 7 | 感染症患者等 | 30 |
| 8 | 犯罪被害者等 | 31 |
| 9 | インターネットによる人権侵害 | 33 |
| 10 | ホームレス | 33 |
| 11 | 性的少数者 | 33 |
| 12 | 様々な人権をめぐる問題 | 34 |

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の施策体系

(平成31年3月改定版)



III 重要課題
への対応



II あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

| 項目 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|--------------------|----------------------|--|--|---|
| 1 社会における人権教育・啓発の推進 | ① 家庭における人権教育の推進 | 家庭教育相談員設置事業費 〔教育委員会〕 | 教育事務所等に家庭教育コーディネーターを設置し、家庭、学校等と連携を図りつつ、訪問による相談活動にあたる。 ・家庭教育コーディネーター 17名 | 教育事務所等に家庭教育コーディネーターを設置し、家庭、学校等と連携を図りつつ、訪問による相談活動にあたる。 ・家庭教育コーディネーター 17名 |
| | ② 地域社会における人権教育・啓発の推進 | 家庭教育支援員活動事業費 〔教育委員会〕 | 不登校の児童生徒にとってより身近な大学生等が家庭教育コーディネーターの助言のもとに、相談活動を実施 ・ホームフレンド 22名 | 不登校の児童生徒にとってより身近な大学生等が家庭教育コーディネーターの助言のもとに、相談活動を実施 ・ホームフレンド 30名 |
| | ③ 学習機会の充実 | | | |
| | ④ 指導者の養成 | 職場内家庭教育推進費 〔教育委員会〕 | 企業が開設する研修会等に家庭教育を加えることを奨励し、希望する企業に講師を派遣（3事業所）参加者65名 《新型コロナウイルス感染症の影響により5回開催予定のうち2回中止》 | 企業が開設する研修会等に家庭教育を加えることを奨励し、希望する企業に講師を派遣（5事業所） |
| | | あいっこ子育て支援事業費 〔教育委員会〕 | 「全ての教育の出発点は家庭」であり、その教育を担当する保護者に対して、当面している家庭教育に関する問題の解決を促進 ・家庭教育企画委員会の開催 ・地域に根ざした家庭教育支援推進事業の実施 優良家庭教育推進組織等顕彰 8組織等 ・あいっこ「親の育ち」応援事業費 子育てネットワークによる地域における家庭教育講座の実施 23回 《新型コロナウイルス感染症の影響により32回開催予定のうち9回中止》 | 「全ての教育の出発点は家庭」であり、その教育を担当する保護者に対して、当面している家庭教育に関する問題の解決を促進 ・家庭教育企画委員会の開催 ・地域に根ざした家庭教育支援推進事業の実施 優良家庭教育推進組織等顕彰 5～15組織等 ・あいっこ「親の育ち」応援事業費 子育てネットワークによる地域における家庭教育講座の実施 32回 |
| | 啓発推進費 〔県民文化局〕 | ア 人権ユニバーサル事業 イ マスメディアによる啓発 ・新聞広報（中日・全4段） ・交通広告（駅貼り広告、車内広告） ・インターネット広告 ウ 啓発資料の作成、購入 ・啓発パンフレット等の作成 ・ポスターの作成・掲出 ・啓発DVD等の購入 ・人権関連図書の購入 エ あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・啓発DVD等の貸出 ・人権関連図書の貸出 ・人権啓発パネルの常設展示・貸出 オ あいち人権啓発プラザ企画展の開催（12回） ・講演 ・人権啓発パネル等の展示 ・啓発DVDの上映 カ 地域人権啓発活動地方委託事業 豊橋市、設楽町、瀬戸市、津島市、豊田市、みよし市、大口町、西尾市、南知多町 キ 研修会等への講師（職員）派遣 ク ホームページによる情報提供 ケ あいち人権情報の発行（2回） | ア 人権ユニバーサル事業 イ マスメディアによる啓発 ・新聞広報（中日・全4段） ・交通広告（駅貼り広告） ・インターネット広告 ウ 啓発資料の作成、購入 ・啓発パンフレット等の作成 ・ポスターの作成・掲出 ・啓発DVD等の購入 ・人権関連図書の購入 エ あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・啓発DVD等の貸出 ・人権関連図書の貸出 ・人権啓発パネルの常設展示・貸出 オ あいち人権センター企画展の開催（12回） ・講演 ・人権啓発パネル等の展示 ・啓発DVDの上映 カ 地域人権啓発活動地方委託事業 蒲郡市、日進市、大治町、豊田市、みよし市、扶桑町、安城市、半田市 キ 研修会等への講師（職員）派遣 ク ホームページによる情報提供 ケ あいち人権情報の発行（2回） | |

| 項 目 | 施策の方向 | 施 策 名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----|-------|--|---|--|
| | | 人権擁護委員連合会補助金 〔県民文化局〕 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員により構成され、人権擁護委員法により各都道府県に設置が義務付けられている人権擁護委員連合会の活動、運営に対して助成 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員により構成され、人権擁護委員法により各都道府県に設置が義務付けられている人権擁護委員連合会の活動、運営に対して助成 |
| | | 愛知人権啓発活動ネットワーク協議会 〔県民文化局〕 | 名古屋法務局、県、名古屋市、愛知県人権擁護委員連合会等で構成し、啓発事業の実施や効果的な(啓発)手法等の検討等を行う | 名古屋法務局、県、名古屋市、愛知県人権擁護委員連合会等で構成し、啓発事業の実施や効果的な(啓発)手法等の検討等を行う |
| | | 人権教育啓発資料作成費 〔教育委員会〕 | 人権尊重の精神に基づき同和問題(部落差別)をはじめ各種の人権問題を正しく理解し、差別意識をなくすよう、県民に対する啓発活動を推進 (市町村における人権教育推進のための手引書の作成・配布) | 人権尊重の精神に基づき同和問題(部落差別)をはじめ各種の人権問題を正しく理解し、差別意識をなくすよう、県民に対する啓発活動を推進 (市町村における人権教育推進のための手引書の作成・配布) |
| | | 市町村等 人権啓発指導者研修会 (啓発推進費の一部(再掲)) 〔県民文化局〕 | 市町村等の職員を対象に人権啓発に関する研修を3日間の日程で実施 | 市町村等の職員を対象に人権啓発に関する研修を3日間の日程で実施 |
| | | 人権教育指導者研修会費 〔教育委員会〕 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会(年4回) 令和3年9月～令和4年1月 参加者数372名 ・地区研修会(3教育事務所・1支所で計7回) 令和3年7月～令和3年11月 参加者数568名 《新型コロナウイルス感染症の影響により10回開催予定のうち3回中止》 ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会(愛知人権ファンクション委員会)の開催 年3回開催 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会(年4回) 令和4年9月～令和5年1月 ・地区研修会(5教育事務所・1支所で計10回) ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会(愛知人権ファンクション委員会)の開催 年3回開催 |
| | | 広報活動費 〔政策企画局〕 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・テレビ放送「村上佳菜子の週刊愛ちっち」 ・ラジオ放送「AICHI SATURDAY TOPICS」 ・愛知だより ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | | SDGs未来都市計画推進費 〔政策企画局〕 | 2015年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発)は、2030年までに国際社会が解決すべき課題であり、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」やゴール10「人や国の不平等をなくそう」など、人権に関わりの深い目標を掲げている。SDGsの達成に向けては、行政だけでなく、SDGsの重要なステークホルダーである企業等の取組の促進や、SDGsに取り組む「人づくり」が重要であることから、企業等や若者に向けた普及啓発事業を実施。 ・大学生と連携した企業等の先進・優良取組事例集の作成 ・企業等向けSDGs普及セミナーの実施 ・高校・中学校の教員を対象としたワークショップの開催 | 2015年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発)は、2030年までに国際社会が解決すべき課題であり、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」やゴール10「人や国の不平等をなくそう」など、人権に関わりの深い目標を掲げている。SDGsの達成に向けて、県民や企業の具体的な行動を促進するため普及啓発事業を実施。 ・私にもできるSDGs取組事例パンフレットの作成 ・SDGs登録企業等交流会の開催 |

| 項目 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------------------|------------------------|--|--|--|
| 2 学校等における人権教育の推進 | ① あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進 | 人権教育の実施 [県民文化局] [福祉局] [教育委員会] | 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高校、特別支援学校、大学のカリキュラムの中で人権教育を実施 | 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高校、特別支援学校、大学のカリキュラムの中で人権教育を実施 |
| | ② 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実 | 人権教育研究委託費 [教育委員会] | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び県内の地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、県内7地区（津島市、あま市、知立市、豊川市、名古屋市、弥富市、田原市）の人権教育研究会へ研究を委託 | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び県内の地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、県内7地区（津島市、あま市、知立市、豊川市、名古屋市、犬山市、幸田町）の人権教育研究会へ研究を委託 |
| | ③ 研究指定校等の成果の普及 | 人権教育推進事業費補助金 [教育委員会] | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助 | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助 |
| | ④ 家庭、地域との連携 | 高等学校教育課題研究費 [教育委員会] | 人権尊重の精神に基づき、人権に関わる諸課題について研究し、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県公立高等学校長会へ研究を委託 | 人権尊重の精神に基づき、人権に関わる諸課題について研究し、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県公立高等学校長会へ研究を委託 |
| | | 現任保育士研修 [福祉局] | カリキュラムの中で、人権に関連した研修を実施（114名受講） | カリキュラムの中で、人権に関連した研修を実施（330名受講） |
| | | 幼稚園等新規採用教員研修 [教育委員会] | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 64名受講） | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 60名受講） |
| | | 私立幼稚園新規採用教員研修 [県民文化局] | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施（1日 262名受講） | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施（1日 290名受講） |
| | | 小中学校初任者研修 [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（3日 660名受講） | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 750名受講） |
| | | 新規採用栄養教諭研修 [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 11名受講） | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 10名受講） |
| | | 高等学校初任者研修 [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（2日 延べ405名受講） | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（2日 延べ400名受講） |
| | | 特別支援学校初任者研修 [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（1日 73名受講） | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（1日 80名受講） |
| | | 新規採用養護教諭研修 [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 34名受講） | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 50名受講） |

| 項 目 | 施策の方向 | 施 策 名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----|-------|----------------------------------|---|---|
| | | 県立学校新規採用実習教員・寄宿舎指導員研修 〔教育委員会〕 | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（1日 21名受講） | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施（1日 25名受講） |
| | | 小中学校3年目教員研修 〔教育委員会〕 | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 577名受講） | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施（1日 670名受講） |
| | | 教職経験者研修 〔教育委員会〕 | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員及び10年目の一部の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施（1日 計2,071名受講） | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施（1日 計2,600名受講） |
| | | 新任教務主任研修 〔教育委員会〕 | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施（1日 267名受講） | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施（1日 310名受講） |
| | | 小中学校新任校長研修 〔教育委員会〕 | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施（1日 118名受講） | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施（1日 120名受講） |
| | | 小中学校新任教頭研修 〔教育委員会〕 | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施（1日 149名受講） | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施（1日 130名受講） |
| | | 県立学校管理職員パワーアップ講座（教頭） 〔教育委員会〕 | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施（1日 119名受講） 新型コロナウイルス感染症の影響により、e-ラーニングにより実施 | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施（1日 347名受講） |
| | | 県立学校管理職員パワーアップ講座（校長） 〔教育委員会〕 | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施（1日 80名受講） 新型コロナウイルス感染症の影響により、午前・午後の2回に分けて実施 | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施（1日 35名受講） |
| | | 公立学校の臨時教員等研修 〔教育委員会〕 | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 |
| | | 人権教育研究指定校事業 〔文部科学省〕 | 人権教育に関する指導法等の改善及び充実を図るとともに、人権意識を養うための指導のあり方について幅広い観点から実践的な研究を実施 ・西尾市立東部中学校 令和3～4年度 | 人権教育に関する指導法等の改善及び充実を図るとともに、人権意識を養うための指導のあり方について幅広い観点から実践的な研究を実施 ・西尾市立東部中学校 令和3～4年度 |
| | | 研究委嘱校研究費 〔教育委員会〕 | 人権意識を養うための指導のあり方について研究を委嘱 ・新城市立鳳来中部小学校 令和3～4年度 | 人権意識を養うための指導のあり方について研究を委嘱 ・新城市立鳳来中部小学校 令和3～4年度 |
| | | 地域協働生徒指導推進事業費 〔教育委員会〕 | 学校・家庭・地域が連携し、いじめ、不登校、人権、情報モラル等の講演会や啓発活動等の取組を通して、生徒の健全育成を図るための生徒指導を推進 | 学校・家庭・地域が連携し、いじめ、不登校、人権、情報モラル等の講演会や啓発活動等の取組を通して、生徒の健全育成を図るための生徒指導を推進 |

| 項目 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----------------------------|---|-------------------------------|--|--|
| 3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進 | ① 就業の機会均等の確保 | 公正採用選考人権啓発推進員 [厚生労働省] | 一定規模以上の事業所等に設置を奨励し、公正な採用選考システムの確立を促進 | 一定規模以上の事業所等に設置を奨励し、公正な採用選考システムの確立を促進 |
| | ② 企業等事業所における人権教育・啓発の推進 | 公正採用選考啓発費 [労働局] | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,100部 ・公正採用選考啓発キャンペーン(9月) | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,500部 ・公正採用選考啓発キャンペーン(9月) |
| | ③ 関係団体との連携 | 「人権を考える企業者のつどい」の開催 [経済産業局] | 産業界の役職員等を対象に人権問題について理解を深めてもらうために講演会を実施 「人権を考える企業者のつどい」令和3年11月10日(1回 79名参加) | 産業界の役職員等を対象に人権問題について理解を深めてもらうために講演会を実施 「人権を考える企業者のつどい」令和4年10月20日 |
| 4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 | ① 行政職員 ② 教職員 ③ 警察職員 ④ 消防職員 ⑤ 医療・保健関係者 ⑥ 福祉関係者 ⑦ マスメディア関係者 | 職員に対する各種研修 [人事局] | 新規採用職員を始めとする各階層を対象とした研修において人権問題に関する教育・啓発を実施 ・新規採用職員研修(短期) (3回 166名受講) ・新規採用職員研修(前期) (4回 475名受講) ・新規非常勤職員研修 (3回 165名受講) ・採用7年目職員キャリアマネジメント研修 (3回 288名受講) ・主査級キャリアマネジメント研修 (2回 231名受講) ・課長補佐級キャリアマネジメント研修 (3回 222名受講) ・課長級トップセミナー (1回 196名受講) ・幹部級トップセミナー (1回 57名受講) | 新規採用職員を始めとする各階層を対象とした研修において人権問題に関する教育・啓発を実施 ・新規採用職員研修(短期) (3回 160名受講) ・新規採用職員研修(前期) (4回 480名受講) ・新規非常勤職員研修 (3回 180名受講) ・採用7年目職員キャリアマネジメント研修 (3回 330名受講) ・主査級キャリアマネジメント研修 (2回 210名受講) ・課長補佐級キャリアマネジメント研修 (3回 270名受講) ・課長級トップセミナー (1回 200名受講) ・幹部級トップセミナー (1回 70名受講) |
| | | 人権に関する職場研修 [各部局] | 各部局や所属が実施主体となる研修において人権問題に関する教育・啓発を実施 ・政策企画局 (3回 32名受講) ・総務局 (7回 275名受講) ・人事局 (2回 36名受講) ・防災安全局 (1回 5名受講) ・県民文化局 (1回 75名受講) ・環境局 (1回 35名受講) 《講義資料による自主学習》 ・福祉局 (1回 19名受講) ・保健医療局 (1回 24名受講) ・経済産業局 (1回 36名受講) ・労働局 (1回 12名受講) ・観光コンベンション局 (1回 7名受講) ・農業水産局 (4回 159名受講) ・農林基盤局 (4回 78名受講) ・建設局 (1回 82名受講) ・都市・交通局 (1回 25名受講) ・建築局 (1回 15名受講) ・スポーツ局 (1回 13名受講) ・会計局 (1回 55名受講) ・企業庁 (1回 27名受講) 《新型コロナウイルス感染症の影響により2回開催予定のうち1回中止》 ・病院事業庁 (1回 120名受講) ・監査委員事務局 (1回 10名受講) ・人事委員会事務局 (1回 22名受講) ・労働委員会事務局 (1回 10名受講) | 各部局や所属が実施主体となる研修において人権問題に関する教育・啓発を実施 ・政策企画局 (2回 30名受講) ・総務局 (7回 326名受講) ・人事局 (2回 40名受講) ・防災安全局 (1回 5名受講) ・県民文化局 (1回 100名受講) ・環境局 (1回 40名受講) ・福祉局 (1回 50名受講) ・保健医療局 (1回 50名受講) ・経済産業局 (1回 40名受講) ・労働局 (1回 10名受講) ・観光コンベンション局 (1回 10名受講予定) ・農業水産局 (3回 170名受講) ・農林基盤局 (2回 60名受講) ・建設局 (1回 70名受講) ・都市・交通局 (1回 25名受講) ・建築局 (1回 15名受講) ・スポーツ局 (1回 20名受講) ・会計局 (1回 50名受講予定) ・企業庁 (2回 100名受講) ・病院事業庁 (3回 95名受講) ・監査委員事務局 (1回 26名受講) ・人事委員会事務局 (1回 22名受講) ・労働委員会事務局 (1回 15名受講予定) |

| 項目 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|----|-------|--------------------------------------|--|--|
| | | 幼稚園等新規採用教員研修(再掲) [教育委員会] | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 64名受講) | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 60名受講) |
| | | 私立幼稚園新規採用教員研修(再掲) [県民文化局] | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施(1日 262名受講) | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施(1日 290名受講) |
| | | 小中学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(3日 660名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 750名受講) |
| | | 新規採用栄養教諭研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 11名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 10名受講) |
| | | 高等学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(2日 延べ405名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(2日 延べ400名受講) |
| | | 特別支援学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 73名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 80名受講) |
| | | 新規採用養護教諭研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 34名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 50名受講) |
| | | 県立学校新規採用実習教員・寄宿舎指導員研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 21名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 25名受講) |
| | | 小中学校3年目教員研修(再掲) [教育委員会] | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 577名受講) | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 670名受講) |
| | | 教職経験者研修(再掲) [教育委員会] | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員及び10年目の一部の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施(1日 計2,071名受講) | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施(1日 計2,600名受講) |
| | | 新任教務主任研修(再掲) [教育委員会] | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施(1日 267名受講) | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施(1日 310名受講) |
| | | 小中学校新任校長研修(再掲) [教育委員会] | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 118名受講) | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 120名受講) |

| 項 目 | 施策の方向 | 施 策 名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----|-------|---|--|--|
| | | 小中学校新任教頭研修 (再掲) [教育委員会] | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 149名受講) | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 130名受講) |
| | | 県立学校管理職員パワー アップ講座(校長) (再掲) [教育委員会] | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施(1日 80名受講) 新型コロナウイルス感染症の影響により、午前・午後の2回に分けて実施 | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施(1日 35名受講) |
| | | 県立学校管理職員パワー アップ講座(教頭) (再掲) [教育委員会] | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施(1日 119名受講) 新型コロナウイルス感染症の影響により、e-ラーニングにより実施 | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施(1日 347名受講) |
| | | 県立学校事務職員等人権 研修会 [教育委員会] | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、講演により、研修を実施(オンライン形式による動画配信 189名受講) | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、講演により、研修を実施(1日 220名受講) |
| | | 小中学校事務職員新任主 査研修 [教育委員会] | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、受講対象者に資料を配布(28名) 《新型コロナウイルス感染症の影響により講演、啓発映画等による研修は中止》 | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、講演、啓発映画等により、研修を実施(1日 26名受講) |
| | | 小中学校事務職員新規採 用者研修 [教育委員会] | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、受講対象者に資料を配布(33名) 《新型コロナウイルス感染症の影響により講演、啓発映画等による研修は中止》 | 人権問題の現状を把握し、また、人権問題の正しい認識を深めるため、講演、啓発映画等により、研修を実施(1日 66名受講) |
| | | 公立学校の臨時教員等研 修(再掲) [教育委員会] | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 |
| | | 警察職員に対する人権教 育の実施 [警察本部] | ア 各種機会における人権教養の推進 人権の尊重を含む「職務倫理の基本」を教養重点に掲げ、各所属に対し人権に配慮した職務執行、市民応接等に努めさせるとともに、各種会議、研修等、あらゆる機会を通じた人権教養を実施した。 イ 留置担当官等を対象とした被留置者の人権への配慮に重点を置いた適正処遇に関する教育訓練の推進を行った。 ・幹部警察官に対する教育 警察署等において留置担当官の全般的な指導に当たる幹部警察官に対して、適正な留置管理業務の推進に関する教育を実施した。 ・留置担当官に対する教育 警察署等において留置管理業務を担当する警部補以下の留置担当官に対して、被留置者の適正処遇に関する教育を実施した。 | ア 各種機会における人権教養の推進 人権の尊重を含む「職務倫理の基本」を教養重点に掲げ、各所属に対し人権に配慮した職務執行、市民応接等に努めさせるとともに、各種会議、研修等、あらゆる機会を通じた人権教養を実施 イ 留置担当官等を対象とした被留置者の人権への配慮に重点を置いた適正処遇に関する教育訓練の推進 ・幹部警察官に対する教育 警察署等において留置担当官の全般的な指導に当たる幹部警察官に対して、適正な留置管理業務の推進に関する教育を実施 ・留置担当官に対する教育 警察署等において留置管理業務を担当する警部補以下の留置担当官に対して、被留置者の適正処遇に関する教育を実施 |

| 項 目 | 施策の方向 | 施 策 名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----|-------|----------------------------|---|--|
| | | 消防学校での人権研修の実施 [防災安全局] | 消防職員初任科研修の「服務・勤務」科目において人権問題に関する講義を実施 | 消防職員初任科研修の「服務・勤務」科目において人権問題に関する講義を実施 |
| | | 養成施設における人権教育の実施 [保健医療局] | 看護専門学校等養成施設のカリキュラムの中で人権教育を実施 | 看護専門学校等養成施設のカリキュラムの中で人権教育を実施 |
| | | 社会福祉関係職員に対する研修の実施 [福祉局] | 社会福祉関係行政職員、施設職員及び民生委員・児童委員等に対して、人権問題等の正しい理解を深めるとともに、人権・同和問題等の早期解決に資するため、研修を実施 参加者数1,662名 | 社会福祉関係行政職員、施設職員及び民生委員・児童委員等に対して、人権問題等の正しい理解を深めるとともに、人権・同和問題等の早期解決に資するため、研修を実施 参加者数2,265名（見込み） |

III 重要課題への対応

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|--------------------------------|--|--|---|
| 1 女性 | ① 男女共同参画の理解の促進 | 男女共同参画推進費 [県民文化局] | 愛知県男女共同参画推進条例及びあいち男女共同参画プラン2025の推進 ・愛知県男女共同参画審議会の開催 ・愛知県男女共同参画阻害事項相談申出制度の運営 ・市町村男女共同参画の推進 ・男女共同参画月間推進事業の実施 ・男女共同参画啓発資料の作成 ・「男女共同参画のつどい」の開催 ・市町村担当者研修会の開催 | 愛知県男女共同参画推進条例及びあいち男女共同参画プラン2025の推進 ・愛知県男女共同参画審議会の開催 ・愛知県男女共同参画阻害事項相談申出制度の運営 ・市町村男女共同参画の推進 ・男女共同参画月間推進事業の実施 ・男女共同参画啓発資料の作成 ・「男女共同参画のつどい」の開催 ・市町村担当者研修会の開催 |
| | ② 女性に対する暴力の根絶 | | | |
| | ③ メディアにおける女性の人権尊重 | | | |
| | ④ 性と生殖についての女性の自己決定権に関する周知の徹底 | あいち男女共同参画財団補助金 [県民文化局] | 男女共同参画人材育成セミナーの開催（全8回 修了者20名） 男女共同参画人材育成セミナーフォローアップ講座の実施 | 男女共同参画人材育成セミナーの開催（全8回 概ね25名） 男女共同参画人材育成セミナーフォローアップ講座の実施 |
| | ⑤ 働く場における男女共同参画の実現 | 女性総合センター費 管理運営委託事業費 [県民文化局] | ・情報提供事業 ・情報ライブラリー運営事業 （人権週間に合わせパネル展示と関係図書の展示を実施） | ・情報提供事業 ・情報ライブラリー運営事業 （人権週間に合わせパネル展示と関係図書の展示を実施） |
| | ⑥ 社会参画の促進 | 女性団体活動促進費 [教育委員会] | 情報化、高齢化など地域社会のかかえる問題の多様化が進む中で、地域活動の主体となる女性団体に現代的な社会教育活動の研究と実践活動を委託 | 情報化、高齢化など地域社会のかかえる問題の多様化が進む中で、地域活動の主体となる女性団体に現代的な社会教育活動の研究と実践活動を委託 |
| | | 男女共同参画推進費 （再掲） [県民文化局] | ・男女共同参画啓発資料の作成 | ・男女共同参画啓発資料の作成 |
| | 愛知県国際交流協会 運営費補助金 [県民文化局] | 外国語でのDV相談案内 愛知県国際交流協会が多言語による外国人向け情報を提供 ・愛知生活便利帳（ポルトガル語・スペイン語版改訂発行） | 外国語でのDV相談案内 愛知県国際交流協会が多言語による外国人向け情報を提供 ・愛知生活便利帳（2か国語） | |
| | ドメスティックバイオレンス（DV）対策 [福祉局] | ア DV対策事業費 ・嘱託弁護士を設置 法的な問題を抱える様々な女性からの相談に対応できるよう、女性相談センターに嘱託弁護士を設置 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 DV被害者保護支援の円滑な実施を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を設置 （全体会議1回） ・DV相談担当職員研修の実施 市町村役場などにおいてDV相談を担当する職務関係者の資質向上を図るための研修を実施 | ア DV対策事業費 ・嘱託弁護士を設置 法的な問題を抱える様々な女性からの相談に対応できるよう、女性相談センターに嘱託弁護士を設置 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 DV被害者保護支援の円滑な実施を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を設置 （全体会議1回・ワーキンググループ2回開催） ・DV相談担当職員研修の実施 市町村役場などにおいてDV相談を担当する職務関係者の資質向上を図るための研修を実施 | |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|------------------------------|---|---|
| | | | <p>イ DV被害者自立支援推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳業務費 外国籍の方からの相談にも対応できるようにするための通訳業務の委託 ・DV理解の出前講座 様々な団体で行われる研修会、集会などへ講師として派遣し、DVに関する啓発を実施 ・身元保証人確保対策事業費 DV被害者の自立支援のため、就職又はアパート等入所時に婦人保護施設等の施設長等が身元保証人になった場合の保証料に対し助成 ・専門相談事業費 弁護士によるDV専門電話相談及び法律相談を実施 ・DV防止対策推進事業費 配偶者暴力支援センターに、男性専用DV相談窓口を設置 | <p>イ DV被害者自立支援推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳業務費 外国籍の方からの相談にも対応できるようにするための通訳業務の委託 ・DV理解の出前講座 様々な団体で行われる研修会、集会などへ講師として派遣し、DVに関する啓発を実施 ・身元保証人確保対策事業費 DV被害者の自立支援のため、就職又はアパート等入所時に婦人保護施設等の施設長等が身元保証人になった場合の保証料に対し助成 ・専門相談事業費 弁護士によるDV専門電話相談及び法律相談を実施 ・DV防止対策推進事業費 配偶者暴力支援センターに、男性専用DV相談窓口を設置 ・愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）の策定 |
| | | 県営住宅への優先入居 [建築局] | 配偶者から暴力を受けている母子世帯の県営住宅への優先入居 | 配偶者から暴力を受けている母子世帯の県営住宅への優先入居 |
| | | 性犯罪被害者に係る診断検査料支給制度 [警察本部] | 性犯罪捜査に必要な医療機関での診察に係る初診料及び再診料等について公費で負担し、性犯罪被害者の負担を軽減した。 | 性犯罪捜査に必要な医療機関での診察に係る初診料及び再診料等について公費で負担し、性犯罪被害者の負担を軽減する。 |
| | | 性犯罪被害者にかかる関係機関との連携 [警察本部] | 性犯罪被害者への適切な診断、検査及び証拠資料の採取に際して被害者の精神的ダメージを緩和するため、各警察署において管内の産婦人科医師との連携を強化を行った。 | 性犯罪被害者への適切な診断、検査及び証拠資料の採取に際して被害者の精神的ダメージを緩和するため、各警察署において管内の産婦人科医師との連携を強化 |
| | | 性犯罪被害者対応拠点の運用 [警察本部] | 性犯罪被害者の負担を軽減し、捜査を的確に推進するため、病院内の一室に民間犯罪被害者支援団体の女性支援員及び支援担当の女性警察官が常駐し、性犯罪被害者やその関係者からの相談への対応のほか、医師や臨床心理士等の専門家との連絡調整、警察との連絡調整などを行った。 | 性犯罪被害者の負担を軽減し、捜査を的確に推進するため、病院内の一室に民間犯罪被害者支援団体の女性支援員及び支援担当の女性警察官が常駐し、性犯罪被害者やその関係者からの相談への対応のほか、医師や臨床心理士等の専門家との連絡調整、警察との連絡調整などを行う。 |
| | | 性犯罪捜査員の充実 [警察本部] | 全警察署に性犯罪被害者からの事情聴取等の捜査活動に従事する「性犯罪捜査員」を指定 | 全警察署に性犯罪被害者からの事情聴取等の捜査活動に従事する「性犯罪捜査員」を指定 |
| | | 性犯罪捜査官の設置 [警察本部] | 性犯罪捜査の指揮・指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」を設置 | 性犯罪捜査の指揮・指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」の効果的な運用 |
| | | 性犯罪相談窓口の設置 [警察本部] | 性犯罪被害相談が行いやすいよう、警察本部に「性犯罪被害110番」を設置 | 警察本部に設置された「性犯罪被害110番」で、被害者の心情に配慮した被害相談を実施 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・テレビ放送「まるまる◎あいち」 ・ラジオ放送「こんにちは愛知県です」 ・ラジオ放送「AICHI SATURDAY TOPICS」 ・あいちインターネット情報局 ・愛知だより ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|-----------------------------------|---|---|
| | | 広報等における女性の人権を尊重した表現の推進 〔県民文化局〕 | ・県の広報において女性の人権の尊重を働きかける ・公的機関の策定する広報、出版物等における性にとらわれない表現の推進を図る | ・県の広報において女性の人権の尊重を働きかける ・公的機関の策定する広報、出版物等における性にとらわれない表現の推進を図る |
| | | 感染症対策 〔感染症対策局〕 | エイズ・性感染症等の特定感染症の予防のため、知識の普及を図る ア 保健所エイズ教室の開催 対象 一般県民 イ 感染症予防指導者セミナーの開催 ・対象 保健衛生、学校教育、社会教育従事者及び地域指導者 ・場所 WEB開催 ・期間 令和3年9月15日～令和3年10月8日（WEB公開期間） | エイズ・性感染症等の特定感染症の予防のため、知識の普及を図る ア 保健所エイズ教室の開催 対象 一般県民 イ 感染症予防指導者セミナーの開催 ・対象 保健衛生、学校教育、社会教育従事者及び地域指導者 ・場所 未定 ・期間 未定 |
| | | 学校体育担当者会議 〔教育委員会〕 | ア 県立学校体育担当者会議 年2回 434名参加 イ 小中学校体育担当者会議 年1回 240名参加 | ア 県立学校体育担当者会議 年2回 436名参加 イ 小中学校体育担当者会議 年1回 200名参加 |
| | | 女性の活躍促進事業費 〔県民文化局〕 | 「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現を目指し、働く場における女性の「定着」と「活躍」の拡大に向け、あらゆる角度から検討し、施策を実施 ・あいち女性の活躍促進会議開催 ・女性の活躍促進サミット2021の開催 ・働く女性のキャリアアップ・交流事業の実施 女性管理職養成セミナー 女性管理職異業種交流会 ・男性管理職向けワークショップの開催 ・市町村職員向けのセミナーの開催 | 「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現を目指し、働く場における女性の「定着」と「活躍」の拡大に向け、あらゆる角度から検討し、施策を実施 ・あいち女性の活躍促進会議開催 ・女性の活躍促進サミット2022の開催 ・働く女性のキャリアアップ・交流事業の実施 女性管理職養成セミナー 女性管理職異業種交流会 ・管理職向けワークショップの開催 ・市町村職員向けのセミナーの開催 |
| | | 女性の活躍プロモーション事業費 〔県民文化局〕 | 「あいち女性輝きカンパニー」に、「女性の活躍プロモーションリーダー」（以下「PL」という。）を委嘱し、県とPLが連携して、県内の中小企業等における女性の活躍を促進 ・委嘱式及び事前研修会の開催 ・フォローアップ研修・情報交換会の開催 ・啓発資材の作成等 | 「あいち女性輝きカンパニー」に、「女性の活躍プロモーションリーダー」（以下「PL」という。）を委嘱し、県とPLが連携して、県内の中小企業等における女性の活躍を促進 ・委嘱式及び事前研修会の開催 ・フォローアップ研修・情報交換会の開催 ・啓発資材の作成等 |
| | | 企業応援事業費 〔県民文化局〕 | 企業における女性の活躍促進に向けた具体的な取組を促すために、女性の活躍促進に取り組む企業の認証制度及び取組を支援するためのアドバイスや情報提供を行う事業を実施 ・あいち女性の活躍企業の認証 ・女性の活躍促進コーディネーターの活動 | 企業における女性の活躍促進に向けた具体的な取組を促すために、女性の活躍促進に取り組む企業の認証制度及び取組を支援するためのアドバイスや情報提供を行う事業を実施 ・あいち女性の活躍企業の認証 ・女性の活躍促進コーディネーターの活動 |
| | | 中小企業女性活躍推進モデル事業費〔県民文化局〕 | | 県内の3地域（尾張・西三河・東三河から各1ヶ所）を「モデル地域」として選定し、以下の取組を実施する。 ・市町村と経済団体・地元企業との意見交換会の実施 ・地域版女性活躍企業紹介リーフレットの作成 ・地域女性活躍推進セミナーの開催 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|--------------------------------|--|--|
| | | 企業魅力発信事業 [県民文化局] | 認証企業等が行う女性の活躍の好取組事例や活躍する女性ロールモデル、愛知の働きやすさ等についての情報発信を行うことで、若年女性の県外流出防止かつ流入増加を図るとともに、中小企業における女性の活躍を促進する。 ・パンフレットの情報更新、配布 ・「あいち女性の活躍促進応援サイト」による情報発信 | 認証企業等が行う女性の活躍の好取組事例や活躍する女性ロールモデル、愛知の働きやすさ等についての情報発信を行うことで、若年女性の県外流出防止かつ流入増加を図るとともに、中小企業における女性の活躍を促進する。 ・パンフレットの情報更新、配布 ・「あいち女性の活躍促進応援サイト」による情報発信 |
| | | キャリアプラン早期育成事業費 [県民文化局] | 中学・高校・大学等への性別役割分担意識にとらわれないキャリアプランに関する出前講座等を実施する。 ・キャリアプラン育成出前講座の開催 ・啓発資料の作成・印刷・配布 | 中学・高校・大学等への性別役割分担意識にとらわれないキャリアプランに関する出前講座等を実施する。 ・キャリアプラン育成出前講座の開催 ・啓発資料の作成・印刷・配布 |
| | | あいち女性リーダー育成推進事業費 | | 企業の役員等の女性リーダーの育成に向けて、以下の取組を実施する。 ・女性リーダー講演会の開催 ・働く女性等への情報発信 ・女性役員登用にに向けた企業ワーキンググループの開催 |
| | | 啓発資料の作成 [労働局] | 企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料の作成（5,000部） | 企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料の作成（4,000部） |
| | | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度 [労働局] | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の普及拡大を図ることで、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進 | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の普及拡大を図ることで、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進 |
| | | 地域農業リーダー育成事業 [農業水産局] | ア 地域農業リーダー研修の開催 ・認定者に対する研修会の開催 《新型コロナウイルス感染症の影響により中止》 イ 地域農業リーダーの認定 ・農村生活アドバイザーの認定 ・認定会議の開催（認定会議、幹事会） ・認定証書等の交付 | ア 地域農業リーダー研修の開催 ・認定者に対する研修会の開催 イ 地域農業リーダーの認定 ・農村生活アドバイザーの認定 ・認定会議の開催（認定会議、幹事会） ・認定証書等の交付 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-------|---|--|--|---|
| | | 女性農業者活躍支援事業 〔農業水産局〕 | ア 若手女性農業者の育成 ・ヤングミセスセミナーの開催（8地区×2回以上） イ 方針決定の場で活躍できる女性農業者の育成 ・農業分野における方針決定に参画できる人材育成セミナーの開催（8地区×1回） ・市町村幹部、農協組合長、農業委員長等との懇談会の開催（3地区×1回） ウ 女性起業家の確保・育成 ・女性起業家育成研修会の開催（県域）エと同時開催 ・全国情報交換会への参加 ≪新型コロナウイルス感染症の影響により中止≫ エ 女性農業者の実践活動の推進 ・女性農業者経営及び技術向上研修会の開催 期日 令和4年1月 35名 オ あいち農山漁村男女共同参画プラン2025の推進 ・女性の活躍促進連携会議の開催（8地区） ・家族経営協定の推進 カ あいち農山漁村女性の活躍促進大会の開催 期日 令和3年6月 対面、オンライン併用 約100名 | ア 若手女性農業者の育成 ・ヤングミセスセミナーの開催（8地区×2回以上） イ 方針決定の場で活躍できる女性農業者の育成 ・農業分野における方針決定に参画できる人材育成セミナーの開催（8地区×1回） ・市町村幹部、農協組合長、農業委員長等との懇談会の開催（3地区×1回） ウ 女性農業者の実践活動の推進 ・女性起業家育成研修会の開催（県域） ・女性農業者経営及び技術向上研修会の開催 エ あいち農山漁村男女共同参画プラン2025の推進 ・女性の活躍促進連携会議の開催（8地区） ・全国情報交換会への参加 ・家族経営協定の推進 オ 女性が輝く農業推進事業 ・リーダー研修会の開催 |
| | | 男女共同参画推進事業費（再掲） 〔県民文化局〕 | 審議会等委員への女性登用促進を図る （目標 2025年度末までに40%以上60%以下） | 審議会等委員への女性登用促進を図る （目標 2025年度末までに40%以上60%以下） |
| | | あいち男女共同参画財団補助金（再掲） 〔県民文化局〕 | 男女共同参画人材育成セミナーの開催（全8回 修了者20名） 男女共同参画人材育成セミナーフォローアップ講座の実施 | 男女共同参画人材育成セミナーの開催（全8回 概ね25名） 男女共同参画人材育成セミナーフォローアップ講座の実施 |
| 2 子ども | ① 「児童の権利に関する条約」についての普及啓発 ② いじめ対策の推進 ③ 児童虐待防止の推進 ④ 青少年の健全育成の推進 ⑤ 被害少年対策等の推進 ⑥ 保育の充実 | 人権教育指導者研修会費（再掲） 〔教育委員会〕 スクールカウンセラー設置事業費 <県立学校> 〔教育委員会〕 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会（年4回） 令和3年9月～令和4年1月 参加者数372名 ・地区研修会（3教育事務所・1支所で計7回） 令和3年7月～令和3年11月 参加者数568名 ≪新型コロナウイルス感染症の影響により10回開催予定のうち3回中止≫ ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会（愛知人権ファンクション委員会）の開催 年3回開催 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会（年4回） 令和4年9月～令和5年1月 ・地区研修会（5教育事務所・1支所で計10回） ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会（愛知人権ファンクション委員会）の開催 年3回開催 |
| | | | 学校不適応やいじめ、問題行動等への対応に資するため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを高等学校に58名、特別支援学校に2名設置。また、重篤かつ緊急支援を必要とする事案への対応のため、スーパーバイザーを2名設置。 | 学校不適応やいじめ、問題行動等への対応に資するため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを高等学校に58名、特別支援学校に5名設置。また、重篤かつ緊急支援を必要とする事案への対応のため、スーパーバイザーを3名設置。 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|--------------------------------------|---|--|
| | | スクールカウンセラー設置事業費 ＜小中学校＞ 〔教育委員会〕 | 不登校やいじめ、問題行動等への対応に資するため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを拠点になる小学校141校に設置する。中学校・義務教育学校は全ての学校に設置するとともに、98校を小中連携校として小中連携を図る。なお、春日井市立尾東小・中学校には愛知県福祉局の職員がスクールカウンセラーとして勤務している。 また、重篤かつ緊急支援を必要とする事案や、学校での経験の浅いスクールカウンセラーの指導のため、スーパーバイザー3名を設置している。 | 不登校やいじめ、問題行動等への対応に資するため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを拠点になる小学校131校に設置する。中学校・義務教育学校は全ての学校に設置するとともに、117校を小中連携校として小中連携を図る。なお、春日井市立尾東小・中学校には愛知県福祉局の職員がスクールカウンセラーとして勤務している。 また、重篤かつ緊急支援を必要とする事案や、学校での経験の浅いスクールカウンセラーの指導のため、スーパーバイザー4名を設置している。 |
| | | 24時間いじめ電話相談事業費 〔教育委員会〕 | いじめ問題等への相談に24時間体制で応じることができるよう、従前の「こころの電話」(10:00～22:00)の相談時間を拡大し、22:00～翌日10:00を子供SOS相談用窓口として、臨床心理士が対応している。 平成27年7月から「子どもSOS ほっとライン24」と改称し、広く子どものSOSを受け止める相談体制を整備している。 | いじめ問題等への相談に24時間体制で応じることができるよう、従前の「こころの電話」(10:00～22:00)の相談時間を拡大し、22:00～翌日10:00を子供SOS相談用窓口として、臨床心理士が対応している。 平成27年7月から「子どもSOS ほっとライン24」と改称し、広く子どものSOSを受け止める相談体制を整備している。 |
| | | スクールソーシャルワーカー設置事業費 〔教育委員会〕 | 福祉に関する資格や専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを高等学校に8名、総合教育センターに1名、特別支援学校に2名配置し、問題を抱える児童生徒の環境(家庭を含む。)に働きかけをして、関係機関等と連携をとりながら児童生徒の学校生活への適応や社会的な自立を支援する。 | 福祉に関する資格や専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを高等学校に8名、総合教育センターに2名、特別支援学校に2名配置し、問題を抱える児童生徒の環境(家庭を含む。)に働きかけをして、関係機関等と連携をとりながら児童生徒の学校生活への適応や社会的な自立を支援する。 |
| | | スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金 〔教育委員会〕 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。スクールソーシャルワーカーを設置した市町村教育委員会に対し、総事業費の一部を補助することで、市町村における教育相談体制の充実を図る。 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。スクールソーシャルワーカーを設置した市町村教育委員会に対し、総事業費の一部を補助することで、市町村における教育相談体制の充実を図る。 |
| | | いじめ防止対策推進費 〔教育委員会〕 | いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等に基づき、愛知県いじめ問題対策委員会、愛知県いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対応支援チームを設置し、いじめ防止対策の推進を図る。 | いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等に基づき、愛知県いじめ問題対策委員会、愛知県いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対応支援チームを設置し、いじめ防止対策の推進を図る。 |
| | | ネットパトロール事業費 〔教育委員会〕 | 県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視し、誹謗中傷などいじめにつながる書き込みや画像、個人情報の書き込み等を見つけ、早期に適切に対応することで、児童生徒がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ。 | 県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視し、誹謗中傷などいじめにつながる書き込みや画像、個人情報の書き込み等を見つけ、早期に適切に対応することで、児童生徒がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ。 |
| | | SNS相談事業費 〔教育委員会〕 | いじめを始め、様々な悩みを抱える生徒に対して、SNSを活用した相談体制を構築し、教育相談体制の一層の充実を図る。 | いじめを始め、様々な悩みを抱える生徒に対して、SNSを活用した相談体制を構築し、教育相談体制の一層の充実を図る。 |
| | | 家庭教育相談員設置事業費(再掲) 〔教育委員会〕 | 教育事務所等に家庭教育コーディネーターを設置し、家庭、学校等と連携を図りつつ、訪問による相談活動にあたる。 ・家庭教育コーディネーター 17名 | 教育事務所等に家庭教育コーディネーターを設置し、家庭、学校等と連携を図りつつ、訪問による相談活動にあたる。 ・家庭教育コーディネーター 17名 |
| | | 家庭教育支援員活動事業費(再掲) 〔教育委員会〕 | 不登校の児童生徒にとってより身近な大学生等が家庭教育コーディネーターの助言のもとに、相談活動を実施 ・ホームフレンド 22名 | 不登校の児童生徒にとってより身近な大学生等が家庭教育コーディネーターの助言のもとに、相談活動を実施 ・ホームフレンド 30名 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|----------------------------|--|--|
| | | 少年保護対策の推進 〔警察本部〕 | <ul style="list-style-type: none"> 少年相談等の支援 少年サポートセンターに設置した被害少年相談電話、ヤングテレホン等において、少年や保護者からの、いじめ、犯罪被害等に関する相談活動を実施した。 児童虐待防止対策 児童相談所等と緊密に連携しつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応を徹底した。 子供の性被害に対する取締り及び被害少年支援の強化 子供の性被害防止プランに基づき、SNS等の利用に起因する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の被害情勢に即した取締り及び被害少年に対する支援活動を引き続き推進した。 | <ul style="list-style-type: none"> 少年相談等の支援 少年サポートセンターに設置した被害少年相談電話、ヤングテレホン等において、少年や保護者からの、いじめ、犯罪被害等に関する相談活動を実施する。 児童虐待防止対策 児童相談所等と緊密に連携しつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応を徹底する。 子供の性被害に対する取締り及び被害少年支援の強化 子供の性被害防止プランに基づき、SNS等の利用に起因する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の被害情勢に即した取締り及び被害少年に対する支援活動を引き続き推進する。 |
| | | 子ども食堂支援事業費 〔福祉局〕 | 身近な地域での子ども食堂の設置拡大を図るため、愛知県社会福祉協議会の行う子どもの居場所づくりへの支援の取組への助成を行う。 | 身近な地域での子ども食堂の設置拡大を図るため、愛知県社会福祉協議会の行う子どもの居場所づくりへの支援の取組への助成を行う。 |
| | | 児童虐待防止に向けた警察との連携 〔福祉局〕 | 平成30年度に締結した協定を踏まえ、児童虐待に関する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。 | 平成30年度に締結した協定を踏まえ、児童虐待に関する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。 |
| | | 愛知県要保護児童対策協議会設置費 〔福祉局〕 | 児童福祉法25条の2に基づき、要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を設置し、情報交換等を実施 | 児童福祉法25条の2に基づき、要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を設置し、情報交換等を実施 |
| | | 関係機関連絡調整会議開催費 〔福祉局〕 | 児童虐待の早期発見・早期解決などあらゆる問題に即効的な対応ができるように、児童相談センターとその管内の関係機関との連絡調整会議を各児童相談センター（10か所）ごとに開催する。 | 児童虐待の早期発見・早期解決などあらゆる問題に即効的な対応ができるように、児童相談センターとその管内の関係機関との連絡調整会議を各児童相談センター（10か所）ごとに開催する。 |
| | | 要保護児童対策地域協議会強化事業費 〔福祉局〕 | 地域における児童虐待対応力の向上と連携強化を図るため、要対協の調整機関関係職員や主任児童委員を対象とした研修を実施する。 | 地域における児童虐待対応力の向上と連携強化を図るため、要対協の調整機関関係職員や主任児童委員を対象とした研修を実施する。 |
| | | 児童虐待対応弁護士設置費 〔福祉局〕 | 児童虐待の危機介入（親子分離、立入調査等）時の法的バックアップ等を行う児童虐待対応弁護士を「子どもサポート弁護団（旧キャプナ弁護団）」と弁護士業務の委託契約をし、実施 | 児童虐待の危機介入（親子分離、立入調査等）時の法的バックアップ等を行う児童虐待対応弁護士を「子どもサポート弁護団（旧キャプナ弁護団）」と弁護士業務の委託契約をし、実施 |
| | | 被虐待児家庭復帰支援員設置費 〔福祉局〕 | 児童福祉司等と協力して被虐待児家庭復帰を支援するための業務や安全確認の補助業務等を行う被虐待児家庭復帰支援員を各児童相談センターに配置 | 児童福祉司等と協力して被虐待児家庭復帰を支援するための業務や安全確認の補助業務等を行う被虐待児家庭復帰支援員を各児童相談センターに配置 |
| | | 児童虐待対応法医学専門医師設置費 〔福祉局〕 | 虐待の判断を適切に行い、児童相談センターをバックアップするため、中央児童・障害者相談センターに法医学専門医師を配置 | 虐待の判断を適切に行い、児童相談センターをバックアップするため、中央児童・障害者相談センターに法医学専門医師を配置 |
| | | 児童虐待対応精神科医師設置費 〔福祉局〕 | 被虐待児や児童虐待をした保護者に対する児童相談センターのカウンセリング指導機能を強化するため、中央、一宮、西三河、刈谷児童相談センターに児童虐待対応精神科医師を配置 | 被虐待児や児童虐待をした保護者に対する児童相談センターのカウンセリング指導機能を強化するため、中央、一宮、西三河、刈谷児童相談センターに児童虐待対応精神科医師を配置 |
| | | 一時保護所心理職員設置費 〔福祉局〕 | 心理治療機能の充実を図るため、一時保護所に心理職員を設置 | 心理治療機能の充実を図るため、一時保護所に心理職員を設置 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|------------------------|---|--|
| | | 虐待防止啓発事業費 [福祉局] | 児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」の普及・啓発キャンペーンや、関係機関職員向けセミナーの開催 | 児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」の普及・啓発キャンペーンや、関係機関職員向けセミナーの開催 |
| | | ヤングケアラー理解促進事業 | | ヤングケアラーに係る理解促進を図るためのシンポジウムの開催や、教育機関や児童福祉行政機関、支援関係機関等の職員に対する研修会を実施する。 また、関係機関が連携する際のパイプ役となるコーディネーターを配置し、ヤングケアラーへの理解促進や支援方法に関する助言を行う。 |
| | | 里親研修事業 [福祉局] | 被虐待児童等を家庭的な環境の中で養育するため、委託先となる養育里親の登録研修等を実施 | 被虐待児童等を家庭的な環境の中で養育するため、委託先となる養育里親の登録研修等を実施 |
| | | 里親委託推進事業 [福祉局] | 児童相談センターに里親等委託調整員を配置し、関係機関や里親会との連携を強化し、里親委託を推進 | 児童相談センターに里親等委託調整員を配置し、関係機関や里親会との連携を強化し、里親委託を推進 |
| | | 里親養育援助事業 [福祉局] | 里親の養育負担を軽減するため、児童相談センターにおいて研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施 | 里親の養育負担を軽減するため、児童相談センターにおいて研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施 |
| | | 里親養育相互援助事業 [福祉局] | 里親が児童相談センターに集い、児童福祉司〇B等の援助のもとに子どもの養育について話し合い、里親自身の養育技術等を向上 | 里親が児童相談センターに集い、児童福祉司〇B等の援助のもとに子どもの養育について話し合い、里親自身の養育技術等を向上 |
| | | 里親制度普及促進事業 [福祉局] | 里親制度に関する啓発資料を作成し、里親の新規登録を促進 | 里親制度に関する啓発資料を作成し、里親の新規登録を促進 |
| | | 里親相談支援事業 [福祉局] | 里親等を定期的に訪問し、子どもの養育を支援する里親等相談支援員等を配置 | 里親等を定期的に訪問し、子どもの養育を支援する里親等相談支援員等を配置 |
| | | 里親新規開拓事業 [福祉局] | 里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施する。 | 里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施する。 |
| | | 身元保証人確保対策事業費 [福祉局] | 保護者のいない児童等が就職・進学する際に、施設長等が身元保証人になった場合の損害補償契約の保険料を補助 | 保護者のいない児童等が就職・進学する際に、施設長等が身元保証人になった場合の損害補償契約の保険料を補助 |
| | | 里親制度普及啓発委託事業 [福祉局] | 民間事業者等に里親制度の普及啓発事業を委託し、休日等に里親養育体験発表会等を開催する。 | 民間事業者等に里親制度の普及啓発事業を委託し、休日等に里親養育体験発表会等を開催する。 |
| | | 里親研修委託事業 [福祉局] | 民間事業者等に里親研修を委託し、休日等に研修を開催する。 | 民間事業者等に里親研修を委託し、休日等に研修を開催する。 |
| | | 里親への委託前養育支援事業 [福祉局] | 里親に児童を委託する前の交流（マッチング）期間に係る旅費、一般生活費を里親に支払う。 | 里親に児童を委託する前の交流（マッチング）期間に係る旅費、一般生活費を里親に支払う。 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|--------------------------------|---|---|
| | | 青少年社会参加活動の促進 [県民文化局] | 青少年の社会性や自主性を養い、連帯感や社会規範を学ばせるため、青少年自らが考え、参加できる社会参加活動の場を提供するとともに、社会参加活動意識の高揚を図る ・少年の主張愛知県大会 令和3年8月20日（金） | 青少年の社会性や自主性を養い、連帯感や社会規範を学ばせるため、青少年自らが考え、参加できる社会参加活動の場を提供するとともに、社会参加活動意識の高揚を図る ・少年の主張愛知県大会 令和4年8月23日（火） |
| | | 青少年健全育成活動の推進 [県民文化局] | 地域に根ざした青少年育成活動を充実・強化し、県民総ぐるみの青少年育成県民運動の活性化を図るとともに、困難を抱える子ども・若者への支援を推進する。 | 地域に根ざした青少年育成活動を充実・強化し、県民総ぐるみの青少年育成県民運動の活性化を図るとともに、困難を抱える子ども・若者への支援を推進する。 |
| | | 非行防止対策事業 [県民文化局] | 青少年の問題行動が深刻化しているため、青少年の非行・被害防止のために地域が一体となった取組を推進するとともに、愛知県青少年保護育成条例を適正かつ効率的に運用し、青少年の保護及び健全な育成を図る。 | 青少年の問題行動が深刻化しているため、青少年の非行・被害防止のために地域が一体となった取組を推進するとともに、愛知県青少年保護育成条例を適正かつ効率的に運用し、青少年の保護及び健全な育成を図る。 |
| | | 地域協働生徒指導推進事業費（再掲） [教育委員会] | 学校・家庭・地域が連携し、いじめ、不登校、人権、情報モラル等の講演会や啓発活動等の取組を通して、生徒の健全育成を図るための生徒指導を推進 | 学校・家庭・地域が連携し、いじめ、不登校、人権、情報モラル等の講演会や啓発活動等の取組を通して、生徒の健全育成を図るための生徒指導を推進 |
| | | 教育相談事業等周知促進キャンペーン事業 [教育委員会] | いじめの問題や家庭教育、また昨今の子どもの貧困問題など児童生徒や保護者が抱える様々な悩みを学校や地域とともに解決していくことを目的とする取組として「教育相談事業等周知促進キャンペーン」を実施し、県教育委員会が設置する各種相談窓口を広く周知した。 【テーマ】「心の健康を大切にしよう～一人一人をきめ細かくサポートします～」 | いじめの問題や家庭教育、また昨今の子どもの貧困問題など児童生徒や保護者が抱える様々な悩みを学校や地域とともに解決していくことを目的とする取組として「教育相談事業等周知促進キャンペーン」を実施し、県教育委員会が設置する各種相談窓口を広く周知する。 【テーマ】「未定」 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・ラジオ放送「こんにちは愛知県です」 ・ラジオ放送「AICHI SATURDAY TOPICS」 ・あいちインターネット情報局 ・点字・声の広報あいち ・愛知だより ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|---------------------------|---|--|--|--|
| 3 高齢者 | ① 自立促進と社会参加活動の推進 ② 総合的な保健福祉サービスの推進 ③ 雇用、就労機会の確保 ④ 高齢者にやさしいまちづくりの推進 | 福祉生きがいセンター費 (事業委託費) [福祉局] | 明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の社会参加活動を促進するため、高齢者の生きがいと健康づくり事業を実施 あいちシルバーカレッジ専門コースの開催 全国健康福祉祭への選手団派遣及び愛知シルバーカレッジ一般コースは新型コロナウイルスの影響により事業中止 | 明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の社会参加活動を促進するため、高齢者の生きがいと健康づくり事業を実施 全国健康福祉祭への選手団派遣、あいちシルバーカレッジの開催等 |
| | | 高齢者地域福祉推進事業費補助金(老人クラブ等事業) [福祉局] | 老後の生活を健全で豊かなものにするともに、明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブの育成、指導を実施 ・老人クラブ等活動事業 単位クラブ2,525クラブ、市町村老連49連合会 | 老後の生活を健全で豊かなものにするともに、明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブの育成、指導を実施 ・老人クラブ等活動事業 単位クラブ2,527クラブ、市町村老連49連合会 |
| | | 高齢者スポーツ普及費補助金 [福祉局] | 高齢者の心身の健康保持と生きがいを高めるため、各種高齢者向けスポーツを一層、普及促進する。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | 高齢者の心身の健康保持と生きがいを高めるため、各種高齢者向けスポーツを一層、普及促進する。 ・第50回愛知県老人スポーツ大会 参加者 1,000名、種目 クロリティー、ウォークラリー等 ・第41回愛知県老人クラブゲートボール大会 参加者 7地区約27チーム ・高齢者の体力測定普及啓発事業 体力測定員の養成、体力測定会の実施、3市町村老連で実施 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・テレビ放送「村上佳菜子の週刊愛ちっち」 ・あいちインターネット情報局 ・愛知だより ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | | 介護給付費負担 [福祉局] | 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の一部(居宅介護12.5%、施設介護17.5%)を保険者に対して負担 | 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の一部(居宅介護12.5%、施設介護17.5%)を保険者に対して負担 |
| | | 低所得者利用者負担軽減措置 [福祉局] | 介護保険によるサービスの1割等の利用者負担分について、低所得者に対してこれを軽減(障害者ホームヘルプサービスを利用していた低所得者に対する軽減、社会福祉法人が行う低所得者に対する軽減等に助成) | 介護保険によるサービスの1割等の利用者負担分について、低所得者に対してこれを軽減(障害者ホームヘルプサービスを利用していた低所得者に対する軽減、社会福祉法人が行う低所得者に対する軽減等に助成) |
| | | 低所得者保険料軽減負担 [福祉局] | 介護保険法に基づき、低所得の高齢者の保険料軽減強化に要する費用の1/4を保険者に対して負担 | 介護保険法に基づき、低所得の高齢者の保険料軽減強化に要する費用の1/4を保険者に対して負担 |
| | | 介護保険事業指導 [福祉局] | 介護保険制度の円滑な運営を図るため、保険者に対する指導、保険者の行った要介護認定等に対する不服申立ての審査・裁決を行う審査会の運営・事業者に対する指定・指導監督や各種の研修等を実施 | 介護保険制度の円滑な運営を図るため、保険者に対する指導、保険者の行った要介護認定等に対する不服申立ての審査・裁決を行う審査会の運営・事業者に対する指定・指導監督や各種の研修等を実施 |
| | | 老人福祉施設設置助成 [福祉局] | 介護保険制度の円滑な実施等を図るため、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設の設置等に助成(特別養護老人ホーム4か所) | 介護保険制度の円滑な実施等を図るため、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設の設置等に助成(特別養護老人ホーム3か所) |
| | | 認知症施策等総合支援事業 [福祉局] | 認知症施策を総合的に実施していくため、地域支援、医療体制の確保、認知症ケアの充実を進める。 ・認知症介護者等養成研修事業 ・高齢者権利擁護人材育成事業 ・地域医療支援事業 ・認知症地域支援施策推進事業 | 認知症施策を総合的に実施していくため、地域支援、医療体制の確保、認知症ケアの充実を進める。 ・認知症介護者等養成研修事業 ・高齢者権利擁護人材育成事業 ・地域医療支援事業 ・認知症地域支援施策推進事業 |
| あいちオレンジタウン構想推進事業 [福祉局] | 認知症に理解の深いまちづくりの実現をめざし策定した「あいちオレンジタウン構想」に掲げる地域づくりの取組を推進する。 ・地域づくり推進費 | 認知症に理解の深いまちづくりの実現をめざし策定した「あいちオレンジタウン構想」に掲げる地域づくりの取組を推進する。 ・地域づくり推進費 | | |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| | | 地域支援事業交付金 [福祉局] | 介護保険法に基づき、市町村が実施する地域支援事業に要する費用の一部を保険者に対して負担する ○市町村が実施する地域支援事業の内容 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制構築） ・任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業） | 介護保険法に基づき、市町村が実施する地域支援事業に要する費用の一部を保険者に対して負担する ○市町村が実施する地域支援事業の内容 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制構築） ・任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業） |
| | | 再就職の促進 [労働局] | 中高年齢者を対象に再就職に必要な知識を身につけるための就職支援セミナーを開催（10回） ・中高年齢者再就職支援セミナー 138名参加 | 中高年齢者を対象に再就職に必要な知識を身につけるための就職支援セミナーを開催（10回） |
| | | 高齢者雇用の促進 [労働局] | 企業等に対する高齢者雇用推進セミナーの開催 ・高齢者雇用促進セミナー（1回）143名参加 | 企業等に対する高齢者雇用推進セミナーの開催 |
| | | 高齢者雇用確保支援 [労働局] | 小牧市、豊田市、豊橋市において実施される「高齢者がいきいきと輝くまちづくりモデル事業」の施策の出口として、就職相談・面接会を実施。（5回） ・高齢者就職相談会 191名参加 | 小牧市、豊田市、豊橋市において実施される「高齢者がいきいきと輝くまちづくりモデル事業」の施策の出口として、就職相談・面接会を実施（6回） |
| | | 臨時・短期的な就業 機会の確保 [労働局] | ア 市町村が行う高齢者能力活用推進事業（シルバー人材センター事業）の実施に要する経費を助成 | ア 市町村が行う高齢者能力活用推進事業（シルバー人材センター事業）の実施に要する経費を助成 |
| | | | イ （公社）愛知県シルバー人材センター連合会への助成 | イ （公社）愛知県シルバー人材センター連合会への助成 |
| | | 高齢者交通事故防止 対策 [防災安全局] | ア ラジオスポットCMや医療施設モニターを活用した交通安全啓発事業を実施 | ア ラジオスポットCMやコンビニエンスストア等のレジモニターを活用した交通安全啓発事業を実施 |
| | | | イ 歩行環境シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を実施 | イ 歩行環境シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を実施 |
| | | | ウ 自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を実施 | ウ 自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を実施 |
| | | | エ 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度の創設 | エ 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度による補助を実施 |
| 人にやさしい街づくり 推進事業 [建築局] | ア 人にやさしい街づくりの普及啓発事業として地域セミナーを開催（年2回） | ア 人にやさしい街づくりの普及啓発事業として地域セミナーを開催（年2回） | | |
| | イ 人にやさしい街づくりに対する県民の理解を深めるため、小学生を対象に出前講座を実施 | イ 人にやさしい街づくりに対する県民の理解を深めるため、小学生を対象に出前講座を実施 | | |
| | | ウ 人にやさしい街づくりの県政お届け講座を実施 | | |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-------|--------------------|---------------------------------|---|--|
| 4 障害者 | ① 自立促進と社会参加活動の推進 | 啓発事業費 〔福祉局〕 | 障害のある方に関する国、県などが実施している各種制度の啓発を図るため、ガイドブックを作成、配布 通常版5,080部、音声コード版390部、点字版492部、CD版135枚 | 障害のある方に関する国、県などが実施している各種制度の啓発を図るため、ガイドブックを作成、配布 通常版5,080部、音声コード版390部、点字版492部、CD版135枚 |
| | ② 総合的な福祉サービスの推進 | 社会活動推進費 〔福祉局〕 | 障害者の社会活動を促進するために、社会参加推進センターの運営や、障害者ICTサポートセンターの運営、生活訓練事業、身体障害者補助犬の育成費助成などを実施 | 障害者の社会活動を促進するために、社会参加推進センターの運営や、障害者ICTサポートセンターの運営、生活訓練事業、身体障害者補助犬の育成費助成などを実施 |
| | ③ 障害児、障害者教育の充実 | 障害者芸術文化活動推進事業費 〔福祉局〕 | ・障害のある方による芸術活動を通じた社会参加と、障害への理解の更なる促進を図るため、あいちアール・ブリュット展や出前講座等を実施 ・障害のある方の芸術文化活動を支援する人材の育成 | ・障害のある方による芸術活動を通じた社会参加と、障害への理解の更なる促進を図るため、あいちアール・ブリュット展や出前講座等を実施 ・障害のある方の芸術文化活動を支援する人材の育成 |
| | ④ 障害者にやさしいまちづくりの推進 | 障害者スポーツ振興費 〔スポーツ局〕 | 障害者スポーツの振興を図るため、県障害者スポーツ大会の開催〈新型コロナウイルス感染症の影響により一部競技は中止〉や全国大会への派遣〈新型コロナウイルス感染症の影響により中止〉や障害者スポーツ参加促進事業（参集型、訪問型、オンライン型含め計12回実施）などを実施 また、有識者や関係団体等の意見を踏まえた新たな取組として、連絡協議会の設置やポータルサイトの構築、地域で障害の有無に関わらず誰もが参加できるスポーツプログラムやスポーツ指導者への障害者スポーツの勉強会・体験会を実施 | 県障害者スポーツ大会の開催や全国大会への派遣、障害者スポーツ参加促進事業などを実施 また、連絡協議会の開催やポータルサイトの運営、地域で障害の有無に関わらず誰もが参加できるスポーツプログラムやスポーツ指導者への障害者スポーツの勉強会・体験会の実施に加えて、新たに、障害者スポーツ交流イベントの開催、地域や医療機関でのスポーツ体験会の創出、あいちパラスポーツサポーターの育成、若手指導者の確保や指導者のリ・スタート支援を実施 |
| | ⑤ 職業的自立の促進 | アジア競技大会市町村施設改修事業費補助金 〔スポーツ局〕 | | アジア競技大会の開催に必要で、大会後も市民利用やスポーツイベントの招致・開催に資するものに対して、補助を実施 ①大型映像装置の改修 ②照明のLED化 ③Wi-Fiの設置 ④トイレの洋式化 ⑤バリアフリー化 ⑥ドアーピングコントロールルームの設置 ⑦OCA、NF等からの指摘事項に対応するもの |
| | | 障害者就業・生活支援センター事業費 〔福祉局〕 | 12か所の就業・生活支援センターにおいて障害者等の就業や就業に伴う生活に関する相談支援を実施 なお、障害福祉課は生活支援等事業を所管。雇用安定等事業は愛知労働局が所管。 | 12か所の就業・生活支援センターにおいて障害者等の就業や就業に伴う生活に関する相談支援を実施 なお、障害福祉課は生活支援等事業を所管。雇用安定等事業は愛知労働局が所管。 |
| | | 発達障害者支援対策事業費 〔福祉局〕 | 発達障害児(者)の乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援を行うため、市町村サポートコーチ事業などを実施 | 発達障害児(者)の乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援を行うため、市町村サポートコーチ事業などを実施 |
| | | 発達障害者支援センター費 〔福祉局〕 | 自閉症等の発達障害児(者)の療育や就労に関して、相談、情報提供、関係機関の連絡調整等の支援を実施 | 自閉症等の発達障害児(者)の療育や就労に関して、相談、情報提供、関係機関の連絡調整等の支援を実施 |
| | | 支援・指導者育成事業費 〔福祉局〕 | 相談支援従事者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者などの人材を育成 | 相談支援従事者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者などの人材を育成 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|-------------------------------|---|---|
| | | 相談支援事業費 〔福祉局〕 | 身体・知的障害者相談員への研修や高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業などを実施 | 身体・知的障害者相談員への研修や高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業などを実施 |
| | | 医療的ケア児等コーディネーター養成事業費 〔福祉局〕 | 医療・福祉・教育等関係機関と連携・協働して、医療的ケア児とその御家族に対する支援を行う医療的ケア児等コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を実施 | 医療・福祉・教育等関係機関と連携・協働して、医療的ケア児とその御家族に対する支援を行う医療的ケア児等コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を実施 |
| | | 医療的ケア児支援センター事業費 〔福祉局〕 | | 地域の支援体制を専門的・広域的に支えるため、市町村では対応困難な専門性が必要とされる相談への対応や、看護師、介護職員への専門的研修などを実施 |
| | | 視聴覚障害者情報提供施設運営費 〔福祉局〕 | 点字図書館や盲人ホームの運営、聴覚障害者情報提供施設の運営費の補助を実施 | 点字図書館や盲人ホームの運営、聴覚障害者情報提供施設の運営費の補助を実施 |
| | | 障害者差別解消推進費（普及啓発費） 〔福祉局〕 | 障害を理由とする差別の解消を推進し、障害についての知識及び理解を深めるため、NPO等と協働し、普及啓発事業を実施 ・NPO企画事業（2事業） | 障害を理由とする差別の解消を推進し、障害についての知識及び理解を深めるため、NPO等と協働し、普及啓発事業を実施 ・NPO企画事業（2事業） |
| | | 社会参加促進事業費 〔保健医療局〕 | 精神障害者に対する理解促進を図るため、各関係機関の協力のもと普及啓発活動を実施 | 精神障害者に対する理解促進を図るため、各関係機関の協力のもと普及啓発活動を実施 |
| | | 障害者権利擁護事業 〔福祉局〕 | 障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利擁護に資すること等を目的として、研修及び障害者権利擁護センターの設置を行う | 障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利擁護に資すること等を目的として、研修及び障害者権利擁護センターの設置を行う |
| | | 広報活動費 〔政策企画局〕 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・テレビ放送「まるまる◎あいち」 ・あいちインターネット情報局 ・点字・声の広報あいち ・愛知だより ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | | 障害者自立支援介護・訓練等給付費負担金 〔福祉局〕 | ホームヘルプサービスやショートステイなど市町村が実施する障害福祉サービスの給付に要する経費を負担 | ホームヘルプサービスやショートステイなど市町村が実施する障害福祉サービスの給付に要する経費を負担 |
| | | 障害児通所給付費負担金 〔福祉局〕 | 児童発達支援事業や放課後等デイサービスなど市町村が実施する障害児通所支援に対する給付に要する経費を負担 | 児童発達支援事業や放課後等デイサービスなど市町村が実施する障害児通所支援に対する給付に要する経費を負担 |
| | | 障害者自立支援補装具費負担金 〔福祉局〕 | 義肢、車いすなどの市町村が実施する補装具の給付に要する経費を負担 | 義肢、車いすなどの市町村が実施する補装具の給付に要する経費を負担 |
| | | 障害者地域生活支援事業費補助金 〔福祉局〕 | 市町村が地域の実情に応じて実施する移動支援や意思疎通支援などの事業費を助成 ※相談支援事業は、重層的支援体制整備交付金の一部を計上 | 市町村が地域の実情に応じて実施する移動支援や意思疎通支援などの事業費を助成 ※相談支援事業は、重層的支援体制整備交付金の一部を計上 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|------------------------------|---|---|
| | | 障害児等療育支援事業費 〔福祉局〕 | 在宅の障害児（者）等の地域における生活を支えるため、身近な地域の専門施設のスタッフが療育上の指導や助言を実施 | 在宅の障害児（者）等の地域における生活を支えるため、身近な地域の専門施設のスタッフが療育上の指導や助言を実施 |
| | | 障害者施設設置費補助金 〔福祉局〕 | 障害のある方の自立した生活を支援するため、障害のある方が居住又は日中活動として利用する福祉施設を整備する法人に対して設置費を助成 | 障害のある方の自立した生活を支援するため、障害のある方が居住又は日中活動として利用する福祉施設を整備する法人に対して設置費を助成 |
| | | 医療型障害児入所施設等設置費補助金 〔福祉局〕 | 障害者の自立した生活を支援するため、障害者が居住又は日中活動として利用する福祉施設を整備する法人に対して設置費を助成 | 障害者の自立した生活を支援するため、障害者が居住又は日中活動として利用する福祉施設を整備する法人に対して設置費を助成 |
| | | 障害者コミュニケーション手段利用促進費 〔福祉局〕 | ・県民に障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発（小冊子の作成・配布、シンポジウム開催等）を実施 ・色弱及びカラーユニバーサルデザインについて、県民の理解を深めるため普及キャラバン隊による出前講座を実施 | ・県民に障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発（セミナー開催等）を実施 ・色弱及びカラーユニバーサルデザインについて、県民の理解を深めるため普及キャラバン隊による出前講座を実施 |
| | | 軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 〔福祉局〕 | 市町村が実施する軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成制度に要する費用の一部を助成 | 市町村が実施する軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成制度に要する費用の一部を助成 |
| | | 障害者地域移行推進事業費（推進事業費） 〔福祉局〕 | 施設入所者の地域生活移行を進めるため、グループホームで働く世話人等の確保、地域移行に向けた地域生活体験モデル事業及び地域移行事例実態調査、企業や団体と就労継続支援事業所等を繋ぎ、新たな受注や仕事を生み出す取組のほか、障害者アート雇用に取り組む事業を実施 | 施設入所者の地域生活移行を進めるため、グループホームで働く世話人等の確保、地域移行に向けた地域生活体験モデル事業、企業や団体と就労継続支援事業所等を繋ぎ、新たな受注や仕事を生み出す取組のほか、障害者アート雇用に取り組む事業を実施 |
| | | 特別支援学校等教職員研修費 〔教育委員会〕 | 障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の改善、充実のため研修等を実施（特別支援教育講座、特別支援学校教育研究会、特別支援学校進路指導研究会、特別支援学校中堅教諭資質向上研修、特別支援学校部主事研修、通級指導担当教員初心者研修、特別支援学級担当教員初心者研修、教育課程研究集会、新教育課程講習会及び情報手段活用による指導者養成事業） | 障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の改善、充実のため研修等を実施（特別支援教育講座、特別支援学校教育研究会、特別支援学校進路指導研究会、特別支援学校中堅教諭資質向上研修、特別支援学校部主事研修、通級指導担当教員初心者研修、特別支援学級担当教員初心者研修、教育課程研究集会、新教育課程講習会及び情報手段活用による指導者養成事業） |
| | | 個に応じた教育推進事業費 〔教育委員会〕 | 障害のある子どもの就学、特別支援学校の入学者選考や医療的ケアに係る施策を実施 ・体験入学推進事業 ・理解推進事業 ・入学者選考事業 ・教育支援委員会等事業 ・教育支援指導員配置事業 ・医療的ケア事業 ・入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 | 障害のある子どもの就学、特別支援学校の入学者選考や医療的ケアに係る施策を実施 ・体験入学推進事業 ・理解推進事業 ・入学者選考事業 ・教育支援委員会等事業 ・教育支援指導員配置事業 ・医療的ケア事業 ・入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 |
| | | 聾幼児教育相談費 〔教育委員会〕 | 幼稚園を置く県立聾学校に教育相談員を配置し、聾幼児のための教育相談・早期指導を実施 | 幼稚園を置く県立聾学校に教育相談員を配置し、聾幼児のための教育相談・早期指導を実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|-----------------------------|---|---|
| | | 特別支援教育体制推進事業費 〔教育委員会〕 | 幼稚園、小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援を行うための体制の充実を図る。 ・特別支援教育連携協議会の設置 ・研修事業 ・特別支援教育推進モデル事業 ・早期教育支援事業 ・コンサルテーション事業 ・視覚障害教育充実強化モデル事業 ・知的障害教育充実強化モデル事業 | 幼稚園、小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援を行うための体制の充実を図る。 ・特別支援教育連携協議会の設置 ・研修事業 ・特別支援教育推進モデル事業 ・早期教育支援事業 ・コンサルテーション事業 ・視覚障害教育充実強化モデル事業 ・知的障害教育充実強化モデル事業 |
| | | 指導員設置事業費 〔教育委員会〕 | 市町村や小中学校の特別支援教育の体制整備のため、教育事務所に特別支援教育指導員を配置し、市町村教育委員会への指導・助言、小中学校への支援を行う。 | 市町村や小中学校の特別支援教育の体制整備のため、教育事務所に特別支援教育指導員を配置し、市町村教育委員会への指導・助言、小中学校への支援を行う。 |
| | | 人にやさしい街づくり推進事業（再掲） 〔建築局〕 | ア 人にやさしい街づくりの普及啓発事業として地域セミナーを開催（年2回） イ 人にやさしい街づくりに対する県民の理解を深めるため、小学生を対象に出前講座を実施 | ア 人にやさしい街づくりの普及啓発事業として地域セミナーを開催（年2回） イ 人にやさしい街づくりに対する県民の理解を深めるため、小学生を対象に出前講座を実施 ウ 人にやさしい街づくりの県政お届け講座を実施 |
| | | 宅地建物取引業者に対する研修 〔都市・交通局〕 | ・県内すべての宅地建物取引業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施（Web研修2/1～2/15 計 約4,700名受講） ・県内で新規に宅地建物取引業者免許を取得した業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施（年4日 計 約500名受講） | ・県内すべての宅地建物取引業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施（7日 計 約4,700名受講） ・県内で新規に宅地建物取引業者免許を取得した業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施（年4日 計 約500名受講） |
| | | 障害者の雇用促進 〔労働局〕 | ・障害者就職フェアの開催（一般障害者対象）企業44社、求職者196名参加 ・学卒障害者就職面接会の開催（大学・短大・専修学校等の新規卒業予定者及び大学等を卒業後3年以内の者対象）企業65社、求職者134名参加 ・雇用要請文の送付 ・障害者雇用促進セミナーの開催（1回）145名参加 | ・障害者就職面接会の開催（一般障害者対象） ・学卒障害者就職面接会の開催（大学・短大・専修学校等の新規卒業予定者及び大学等を卒業後3年以内の者対象） ・雇用要請文の送付 ・障害者雇用促進セミナーの開催 ・障害者雇用審議会の開催 |
| | | 普及啓発資料の作成 〔労働局〕 | ①普及啓発リーフレット「障害者雇用のヒント」4,500部作成、配布 ②普及啓発パンフレット「初めて働く障害者のためのガイドブック」1,500部作成、配布 | ①普及啓発冊子作成、配布 1,500部 ②普及啓発パンフレット「初めて働く障害者のためのガイドブック」作成、配布 3,000部 |
| | | 障害者就労支援事業 〔労働局〕 | 国・県が一体となって障害者雇用に取り組む企業を支援する「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を引き続き運営し、障害者の受入れから職場定着までの一連の企業支援を行う | 国・県が一体となって障害者雇用に取り組む企業を支援する「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を引き続き運営し、障害者の受入れから職場定着までの一連の企業支援を行う |
| | | 中小企業応援障害者雇用奨励金の支給 〔労働局〕 | 障害者を初めて雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業負担を軽減する。 | 障害者を初めて雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業負担を軽減する。 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|--------------|---|--------------------------|--|---|
| | | 精神障害者就労定着支援事業費 [労働局] | 企業と障害者を適切にマッチングする面接会を開催するとともに、精神障害者の職場定着につながるマニュアル・事例集を作成 ・面接会の開催（1回）企業23社、求職者113名参加 ・精神障害者雇用マニュアル・事例集の作成 4,000部 | 企業と障害者を適切にマッチングする面接会を開催するとともに、面接会参加者への事前サポートを実施 ・面接会の開催（2回） ・事前サポート *参加企業向け：セミナー・勉強会 *参加求職者向け：オンライン企業説明会、模擬面接会 *参加支援者向け：セミナー |
| | | 障害者職業訓練費 [労働局] | 障害者の就職及び自立を図るため、国から運営を委託されている愛知障害者職業能力開発校等で、職業に必要な基礎知識や技能を習得させる訓練を実施 ・訓練科数 8科 ・総定員 145名 受講者 97名 ・訓練期間 3月～1年 ・在職者対象訓練 10コース定員50名 受講者 19名 | 障害者の就職及び自立を図るため、国から運営を委託されている愛知障害者職業能力開発校等で、職業に必要な基礎知識や技能を習得させる訓練を実施 ・訓練科数 8科 ・総定員 145名 ・訓練期間 3月～1年 ・在職者対象訓練 10コース定員50名 |
| | | 障害者委託訓練費 [労働局] | 障害者の雇用を促進し、経済的自立を図るため、障害者に対して事業主団体、社会福祉法人、NPO法人等を活用した委託訓練を実施 ・事業主、社会福祉法人等活用型訓練等 定員 250名 受講者 123名 | 障害者の雇用を促進し、経済的自立を図るため、障害者に対して事業主団体、社会福祉法人、NPO法人等を活用した委託訓練を実施 ・事業主、社会福祉法人等活用型訓練等 定員250名 |
| | | 公正採用選考啓発費（再掲） [労働局] | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,100部 ・公正採用選考啓発キャンペーン（9月） | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,500部 ・公正採用選考啓発キャンペーン（9月） |
| | | 農福連携推進事業 [農業水産局] | ・あいち農福連携推進協議会の設置、運営 ・農福連携相談窓口の設置とマッチングの実施 ・農福連携の普及啓発、理解促進 農福連携セミナー 期日 令和3年9月 80名（オンライン） ・福祉事業所職員向け農業技術習得研修の実施 期間 令和3年6月～12月 9名 | ・あいち農福連携推進協議会の設置、運営 ・農福連携相談窓口の設置とマッチングの実施 ・農福連携技術支援者育成研修の実施 ・農福連携の普及啓発、理解促進 ・福祉事業所職員向け農業技術習得研修の実施 |
| 5 同和問題（部落差別） | ① 同和問題（部落差別）に対する理解の促進 ② 同和教育の推進 ③ 教育・啓発の実施主体相互の連携・協力の推進 ④ 啓発指導者の育成 ⑤ 隣保館活動の充実 ⑥ えせ同和行為の排除の推進 | 農林漁業人権問題啓発推進費 [農業水産局] | ・農林漁業人権問題啓発推進連絡会議 農林水産部門、県農林漁業団体等指導機関への啓発 期日 令和3年9月27日 出席者数18名 ・担当者会議 地方機関（県農林水産事務所）への啓発、情報提供 期日 令和3年4月9日 7名 ・人権問題の講演と映画の会 県、市町村、農林漁業団体を一堂に会して開催 期日 令和3年10月18日、11月18日 参加者数147名 ・地域研修会の実施（7地区 参加人数311名） ・人権問題啓発資料の購入・配布 | ・農林漁業人権問題啓発推進連絡会議 農林水産部門、県農林漁業団体等指導機関への啓発 期日 令和4年9月 出席者数18名 ・担当者会議 地方機関（県農林水産事務所）への啓発、情報提供 期日 令和4年4月 7名 ・人権問題の講演と映画の会 県、市町村、農林漁業団体を一堂に会して開催 期日 令和4年10月 参加者数135名 ・地域研修会の実施（7地区 参加人数200名） ・人権問題啓発資料の購入・配布 |
| | | 公正採用選考啓発費（再掲） [労働局] | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,100部 ・公正採用選考啓発キャンペーン（9月） | 事業者向け啓発冊子の作成、配布 11,500部 ・公正採用選考啓発キャンペーン（9月） |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|----------------------------------|---|--|
| | | 広報誌・冊子を使った啓発 広報活動費 [経済産業局] | 「産業労働ガイドブック」(8,000部)に人権同和問題についての啓発文書を掲載 | 「産業労働ガイドブック」(8,000部)に人権同和問題についての啓発文書を掲載 |
| | | 広報誌・ウェブサイトを使った啓発 [都市・交通局] | ウェブサイト上で通年掲載する「建設業だより」に同和問題についての啓発文書を掲載 | ウェブサイト上で通年掲載する「建設業だより」に同和問題についての啓発文書を掲載 |
| | | 宅地建物取引業者に対する研修(再掲) [都市・交通局] | <ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての宅地建物取引業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施 (Web研修2/1~2/15 計 約4,700名受講) ・県内で新規に宅地建物取引業者免許を取得した業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施 (年4日 計 約500名受講) | <ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての宅地建物取引業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施 (7日 計 約4,700名受講) ・県内で新規に宅地建物取引業者免許を取得した業者を対象とした研修の中で、宅地建物取引における人権問題についての啓発を実施 (年4日 計 約500名受講) |
| | | 人権教育啓発資料作成費(再掲) [教育委員会] | 人権尊重の精神に基づき同和問題(部落差別)をはじめ各種の人権問題を正しく理解し、差別意識をなくすよう、県民に対する啓発活動を推進(市町村における人権教育推進のための手引書の作成・配布) | 人権尊重の精神に基づき同和問題(部落差別)をはじめ各種の人権問題を正しく理解し、差別意識をなくすよう、県民に対する啓発活動を推進(市町村における人権教育推進のための手引書の作成・配布) |
| | | 同和問題(部落差別)啓発資料の作成 [教育委員会] | | 「同和問題(部落差別)の正しい理解のために(仮)」印刷及び電子ファイルの配布 (隔年実施) 名古屋市立を除く公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の非常勤講師を含む全教職員に配布 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・愛知だより | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | | 幼稚園等新規採用教員研修(再掲) [教育委員会] | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 64名受講) | 新任幼稚園教員に対して使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 60名受講) |
| | | 私立幼稚園等新規採用教員研修(再掲) [県民文化局] | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施(1日 262名受講) | 私立幼稚園等の新規採用教員に対する研修の中で、人権教育の講義を実施(1日 290名受講) |
| | | 小中学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(3日 660名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 750名受講) |
| | | 新規採用栄養教諭研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 11名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 10名受講) |
| | | 高等学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(2日 延べ405名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(2日 延べ400名受講) |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|--------------------------------------|--|--|
| | | 特別支援学校初任者研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 73名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 80名受講) |
| | | 新規採用養護教諭研修(再掲) [教育委員会] | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 34名受講) | 教員としての使命感を養い、実践的指導力を向上させ、幅広い見識を体得させると同時に、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 50名受講) |
| | | 県立学校新規採用実習教員・寄宿舎指導員研修(再掲) [教育委員会] | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 21名受講) | 実践的指導力と使命感を養うとともに人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るため、新任教員に対して現職研修の一環として研修を実施(1日 25名受講) |
| | | 小中学校3年目教員研修(再掲) [教育委員会] | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 577名受講) | 少経験者研修として、児童生徒理解を深め、人権感覚の鋭い教師となるための基礎的な内容について研修を実施(1日 670名受講) |
| | | 教職経験者研修(再掲) [教育委員会] | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員及び10年目の一部の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施(1日計2,071名受講) | 人権教育について、教職経験の節目にあたる6・11年目の教員に「中堅教諭等資質向上研修」の一つの研修として実施(1日計2,600名受講) |
| | | 新任教務主任研修(再掲) [教育委員会] | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施(1日 267名受講) | 各学校における人権教育の推進に生かすため、教育の今日的課題である人権教育について研修を実施(1日 310名受講) |
| | | 小中学校新任校長研修(再掲) [教育委員会] | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 118名受講) | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 120名受講) |
| | | 小中学校新任教頭研修(再掲) [教育委員会] | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 149名受講) | 学校経営の中で豊かな人間性を育むために、人権教育に関する諸問題について研修を実施(1日 130名受講) |
| | | 県立学校管理職員パワーアップ講座(教頭)(再掲) [教育委員会] | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施(1日 119名受講) 新型コロナウイルス感染症の影響により、e-ラーニングにより実施 | 管理職としての資質を養うため、学校の管理運営上の諸問題について研究協議を実施(1日 347名受講) |
| | | 県立学校管理職員パワーアップ講座(校長)(再掲) [教育委員会] | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施(1日 80名受講) 新型コロナウイルス感染症の影響により、午前・午後の2回に分けて実施 | 県立学校の教育上の諸問題について理解を深め、校長職のあり方について研究協議を実施(1日 35名受講) |
| | | 人権教育研究委託費(再掲) [教育委員会] | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び県内の地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、県内7地区(津島市、あま市、知立市、豊川市、名古屋市、弥富市、田原市)の人権教育研究会へ研究を委託 | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び県内の地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、県内7地区(津島市、あま市、知立市、豊川市、名古屋市、犬山市、幸田町)の人権教育研究会へ研究を委託 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|-----------------------------|---|--|
| | | 人権教育推進事業費補助金（再掲） 〔教育委員会〕 | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び地域の実情に応じた、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助 | 人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び地域の実情に応じた、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助 |
| | | 公立学校の臨時教員等研修（再掲） 〔教育委員会〕 | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 | 臨時的任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師として勤務する教員の、より一層の資質向上を図るため、服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を実施 対象 臨時的任用教員及び任期付任用教員 約580名 非常勤講師 約700名 |
| | | 人権教育指導者研修会費（再掲） 〔教育委員会〕 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会（年4回） 令和3年9月～令和4年1月 参加者数372名 ・地区研修会（3教育事務所・1支所で計7回） 令和3年7月～令和3年11月 参加者数568名 《新型コロナウイルス感染症の影響により10回開催予定のうち3回中止》 ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会（愛知人権ファンクション委員会）の開催 年3回開催 | 人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進 ・中央研修会（年4回） 令和4年9月～令和5年1月 ・地区研修会（5教育事務所・1支所で計10回） ・愛知人権教育推進のための調査研究委託事業 県内2実行委員会へモデル事業の委託 ・人権教育推進委員会（愛知人権ファンクション委員会）の開催 年3回開催 |
| | | 人権・同和関係行政機関連絡会 〔県民文化局〕 | 名古屋法務局、愛知労働局、県、名古屋市で構成し、同和問題（部落差別）を始めとする人権課題に関する情報を共有し、差別解消や啓発について情報交換を実施 | 名古屋法務局、愛知労働局、県、名古屋市で構成し、同和問題（部落差別）を始めとする人権課題に関する情報を共有し、差別解消や啓発について情報交換を実施 |
| | | 同和対策関係市課室長会議 〔県民文化局〕 | 同和対策事業を有する市の担当課室長で構成し、同和対策の推進、啓発について情報交換を実施 | 同和対策事業を有する市の担当課室長で構成し、同和対策の推進、啓発について情報交換を実施 |
| | | 人権啓発市町村事業費補助金 〔県民文化局〕 | 地域において各種人権問題の具体的な課題を抱える市町村が行う啓発事業に対して助成 | 地域において各種人権問題の具体的な課題を抱える市町村が行う啓発事業に対して助成 |
| | | 人権啓発活動推進事業費補助金 〔県民文化局〕 | 民間団体が県内で行う啓発活動事業に対して助成 | 民間団体が県内で行う啓発活動事業に対して助成 |
| | | 隣保館運営費補助金 〔県民文化部〕 | 隣保館を有する市が行う隣保館の運営事業及び地域交流促進事業等の隣保事業に対して助成 | 隣保館を有する市が行う隣保館の運営事業及び地域交流促進事業等の隣保事業に対して助成 |
| | | 隣保館施設整備費補助金 〔県民文化部〕 | 地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として関係市が設置する隣保館の施設整備に要する経費に対して補助する。 | |
| | | 全国人権同和行政促進協議会負担金 〔県民文化局〕 | 同和問題（部落差別）を始めとする様々な人権問題の解決に向けた施策を推進する都道府県及び政令指定都市で組織されている全国人権同和行政促進協議会の会員になることにより、全国的視野に立った施策を推進 ・同和対策に関する調査研究、資料の作成 ・必要な施策措置等について関係機関への要請等 | 同和問題（部落差別）を始めとする様々な人権問題の解決に向けた施策を推進する都道府県及び政令指定都市で組織されている全国人権同和行政促進協議会の会員になることにより、全国的視野に立った施策を推進 ・同和対策に関する調査研究、資料の作成 ・必要な施策措置等について関係機関への要請等 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|-------|--|---|---|--|
| | | 啓発推進費(再掲) [県民文化局] | えせ同和行為対策パンフレットの配布 1,000部 | えせ同和行為対策パンフレットの作成、配布 3,000部 |
| | | えせ同和行為対策関係機関連絡会 [県民文化局] | 名古屋法務局、県警察本部、県、名古屋市、名古屋弁護士会等で構成し、情報交換等を実施 | 名古屋法務局、県警察本部、県、名古屋市、名古屋弁護士会等で構成し、情報交換等を実施 |
| 6 外国人 | <p>① 多文化共生の意識づくり、国際理解の促進</p> <p>② 学校教育における外国語教育・国際理解教育の推進</p> <p>③ 外国人への情報提供の充実・相談体制の整備</p> <p>④ 在住外国人が暮らしやすい環境の整備</p> <p>⑤ ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進</p> <p>⑥ 就労対策の推進</p> <p>⑦ 都市基盤整備の促進</p> | <p>愛知県国際交流協会運営費補助金 [県民文化局]</p> <p>愛知県国際交流協会</p> <p>外国青年語学講師の配置 [教育委員会]</p> <p>在県外国人語学講師の配置 [教育委員会]</p> <p>外国人生徒等教育支援員の配置、小型通訳機の配備、就労アドバイザーの配置 [教育委員会]</p> | <p>ア 国際理解教育の推進 若者を対象に国際理解を深めるための講座等を実施。 2022年3月5日(土)</p> <p>イ ワールド・コロボ・フェスタ2021の開催 愛知県国際交流協会などが主催で県民・市民の国際交流・協力意識を向上させ、在住外国人と日本人との相互理解や交流、国際協力の取組みを進めるためのイベントを開催。 2021年11月27日～2022年1月10日(オンライン開催)</p> <p>関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・テレビ放送「村上佳菜子の週刊愛ちっち」 ・テレビ放送「まるまる◎あいち」 ・ラジオ放送「AICHI SATURDAY TOPICS」 ・あいちインターネット情報局 ・愛知だより ・提供原稿</p> <p>県立高等学校における外国語教育の振興を図り、国際理解教育の推進に資するため、英語を母国語とする外国青年を学校に配置</p> <p>県立高等学校における外国語教育の振興を図り、国際理解教育の推進に資するため、英語を母国語とする在県外国人を非常勤の語学講師として学校に配置</p> <p>・外国人生徒教育支援員等の配置 日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒等が在学する県立高等学校において外国人生徒教育支援員、県立特別支援学校において外国人幼児児童生徒教育支援員を配置し、外国人生徒等の学習活動や学校生活を支援 ・小型通訳機の配備 日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒等が在学する定時制高校、外国人生徒等選抜実施校及び特別支援学校に小型通訳機を配備し、学校での円滑な意思疎通を支援 ・就労アドバイザーの配置 外国人生徒の就労支援のため、定時制高校に配置</p> | <p>ア 国際理解教育の推進 若者を対象に国際理解を深めるための講座等を実施。</p> <p>イ ワールド・コロボ・フェスタ2022の開催 愛知県国際交流協会などが主催で県民・市民の国際交流・協力意識を向上させ、在住外国人と日本人との相互理解や交流、国際協力の取組みを進めるためのイベントを開催。</p> <p>関係局等の希望を調査のうえ適宜実施</p> <p>県立高等学校における外国語教育の振興を図り、国際理解教育の推進に資するため、英語を母国語とする外国青年を学校に配置</p> <p>県立高等学校における外国語教育の振興を図り、国際理解教育の推進に資するため、英語を母国語とする在県外国人を非常勤の語学講師として学校に配置</p> <p>・外国人生徒教育支援員等の配置 日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒等が在学する県立高等学校において外国人生徒教育支援員、県立特別支援学校において外国人幼児児童生徒教育支援員を配置し、外国人生徒等の学習活動や学校生活を支援 ・日本語指導支援員の配置 県立高等学校5校を日本語指導モデル校に指定し、日本語指導支援員を配置し、日本語能力が十分身に付いていない外国人生徒に対して日本語指導を実施 ・小型通訳機の配備 日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒等が在学する定時制高校、外国人生徒等選抜実施校及び特別支援学校に小型通訳機を配備し、学校での円滑な意思疎通を支援 ・就労アドバイザーの配置 外国人生徒の就労支援のため、定時制高校に配置</p> |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|--------------------------------------|---|--|
| | | 愛知県国際交流協会 運営費補助金 〔県民文化局〕 | <p>ア 外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題への継続的支援を行うほか、在留・労働・消費生活に関する専門相談や弁護士相談を実施。</p> <p>イ 国際交流情報提供事業 インターネットやSNS、印刷物により在県の外国人向け生活情報等を多言語で提供。</p> <p>ウ 多言語による外国人向け生活情報提供 愛知県内で生活する外国人の生活利便の向上を図るため、必要な情報を掲載した冊子を発行。（ポルトガル語・スペイン語版改訂発行）</p> | <p>ア 外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題への継続的支援を行うほか、在留・労働・消費生活に関する専門相談や弁護士相談を実施。</p> <p>イ 国際交流情報提供事業 インターネットやSNS、印刷物により在県の外国人向け生活情報等を多言語で提供。</p> <p>ウ 多言語による外国人向け生活情報提供 愛知県内で生活する外国人の生活利便の向上を図るため、必要な情報を掲載した冊子を発行。</p> |
| | | 広域災害・救急医療 情報システム事業 〔保健医療局〕 | 平成16年6月からインターネット及び音声FAX自動案内システムにより、外国語による対応可能な医療機関についての情報提供を実施 | 平成16年6月からインターネット及び音声FAX自動案内システムにより、外国語による対応可能な医療機関についての情報提供を実施 |
| | | 日本語学習支援基金 出えん金 〔県民文化局〕 | 「日本語学習支援基金」を活用し、地域の日本語教室や外国人学校への助成により、外国人児童生徒の日本語学習環境の整備に取り組んだ。 *日本語教室への支援86教室 *外国人学校への支援5校 | 「日本語学習支援基金」(第3次)を造成し、地域の日本語教室や外国人学校への助成により、外国人児童生徒の日本語学習環境の整備に取り組む。 |
| | | 企画推進費(多文化 共生フォーラムの開催等) 〔県民文化局〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの推進 ・多文化共生市町村会議の開催 ・多文化共生フォーラムあいちの開催 ・多文化共生推進功労者の表彰 ・外国人労働者に関する憲章の普及促進 ・あいち多文化共生タウンミーティングの開催 ・外国人県民との意見交換会の開催 ・新「あいち多文化共生推進プラン」策定のための調査 ・外国人等の子どもの進路開拓・進路応援 | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの推進 ・多文化共生市町村会議の開催 ・多文化共生フォーラムあいちの開催 ・多文化共生推進功労者の表彰 ・外国人労働者に関する憲章の普及促進 ・あいち多文化共生タウンミーティングの開催 ・外国人県民との意見交換会の開催 ・次期「あいち多文化共生推進プラン」の策定 ・小中学生向け多文化共生理解教材の作成 ・日本語学習支援に関する調査・検討 |
| | | 外国人県民 早期適応推進事業費 〔県民文化局〕 | ・外国人県民に対する早期適応研修モデル事業 | |
| | | 外国人県民日本語教育 推進事業費 〔県民文化局〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・多文化共生日本語スピーチコンテストの実施 ・「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催 ・外国人児童生徒日本語教育支援補助金による補助 ・「多文化子育てサロン」設置促進事業 ・プレスクール(就学前の外国人の子どもに対する初期の日本語指導等を行う教室)等の普及に向けた説明会の開催 ・地域における初期日本語教室実施事業 ・総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置 ・愛知県地域日本語教育推進補助金による市町村等への補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生日本語スピーチコンテストの実施 ・「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催 ・外国人児童生徒日本語教育支援補助金による補助 ・「多文化子育てサロン」設置促進事業 ・プレスクール(就学前の外国人の子どもに対する初期の日本語指導等を行う教室)等の普及に向けた説明会の開催 ・地域における初期日本語教室実施事業 ・総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置 ・愛知県地域日本語教育推進補助金による市町村等への補助 |
| | | 愛知県災害多言語支援 センター設置事業費 〔県民文化局〕 | 災害多言語支援センター設置のための運営訓練の実施等 | 災害多言語支援センター設置のための運営訓練の実施等 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|----------|-------------------------------------|--------------------------------|--|--|
| | | あいち医療通訳システム推進協議会負担金 [県民文化局] | あいち医療通訳システムの運営 | あいち医療通訳システムの運営 |
| | | 外国人雇用促進事業 [労働局] | 永住者を始めとした就労制限のない外国人の雇用促進及び就労支援の取り組みを実施する。 ・事業者向け相談窓口の設置 (2021年4月1日～2022年3月31日) ・外国人求職者向けの就職相談窓口の設置 (2021年4月1日～2022年3月31日) ・外国人向け就職準備講習の実施 48名参加 ・就職面接会の開催 6回 59社 191名参加 | 永住者を始めとした就労制限のない外国人の雇用促進及び就労支援の取り組みを実施する。 ・事業者向け相談窓口の設置 (2022年4月1日～2023年3月31日 予定) ・外国人求職者向けの就職相談窓口の設置 (2022年4月1日～2023年3月31日 予定) ・市町村等への出張相談 ・外国人雇用企業への伴走型支援 |
| | | 県営住宅への外国人入居 [建築局] | ・所得が低く住宅に困窮している外国人に県営住宅を引き続き提供 ・主要な提出書類は、ポルトガル語等に翻訳し、配布 ・入居説明会にポルトガル語等の通訳を派遣 ・外国人サポートデスクの設置 | ・所得が低く住宅に困窮している外国人に県営住宅を引き続き提供 ・主要な提出書類は、ポルトガル語等に翻訳し、配布 ・入居説明会にポルトガル語等の通訳を派遣 ・外国人サポートデスクの設置 |
| | | 留学生地域定着・活躍促進事業費 [政策企画局] | 高度人材である外国人留学生の採用に向けた企業の意識を高め、留学生と企業の交流・相互理解を促進することで、留学生の県内企業への就職を支援した。 ・留学生インターンシップの実施 ・就活フォローアップ講座の開催 ・企業見学ツアーの開催 ・企業と留学生の交流会の開催 ・企業向け留学生採用講座の開催等 | 高度人材である外国人留学生の採用に向けた企業の意識を高め、留学生と企業の交流・相互理解を促進することで、留学生の県内企業への就職を支援する。 ・留学生地域定着促進イベントの開催 ・留学生インターンシップの実施 ・企業見学ツアーの開催 ・企業向け留学生採用・定着研修会の開催 ・留学生積極採用企業紹介ウェブサイトの開設 等 |
| | | 観光施設費等補助金 [観光コンベンション局] | 多言語対応の標識を含む公共的観光施設の設置及び改修に対する補助を実施する。 | 多言語対応の標識を含む公共的観光施設の設置及び改修に対する補助を実施する。 |
| 7 感染症患者等 | ① HIV感染者等 ② 肝炎患者等 ③ ハンセン病回復者等 | エイズに関する正しい知識の啓発普及 [感染症対策局] | ア エイズについての予防啓発の実施 ・大学新入学生等若年者及び同性愛者への予防啓発リーフレット等の配布 イ エイズ予防ポスターの募集・展示 ・エイズ予防のためのポスターを高校生、中学生を対象に募集し、エイズキャンペーン会場に展示 ウ 感染症予防指導者セミナーの開催 (再掲) ・対象 保健衛生、学校教育、社会教育従事者及び地域指導者 ・場所 WEB開催 ・期間 令和3年9月15日～令和3年10月8日 (WEB公開期間) エ 「世界エイズデー」キャンペーンの実施 オ 保健所における青少年等へのエイズ教育の実施 (再掲) ・管内の青少年等にエイズに関する正しい知識を啓発普及するため、保健所エイズ教室等の講習会を実施 | ア エイズについての予防啓発の実施 ・大学新入学生等若年者及び同性愛者への予防啓発リーフレット等の配布 イ エイズ予防ポスターの募集・展示 ・エイズ予防のためのポスターを高校生、中学生を対象に募集し、エイズキャンペーン会場に展示 ウ 感染症予防指導者セミナーの開催 (再掲) ・対象 保健衛生、学校教育、社会教育従事者及び地域指導者 ・場所 未定 ・期間 未定 エ 「世界エイズデー」キャンペーンの実施 オ 保健所における青少年等へのエイズ教育の実施 (再掲) ・管内の青少年等にエイズに関する正しい知識を啓発普及するため、保健所エイズ教室等の講習会を実施 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・点字・声の広報あいち ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|----------|---|-------------------------------------|--|---|
| | | 肝炎に関する正しい知識の普及啓発 〔感染症対策局〕 | <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウィルス検査啓発ティッシュの作成及び配布 日本肝炎デー（毎年7月28日）に合わせた集中的な啓発の実施 肝炎に対する正しい知識・情報の発信と検査受検の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウィルス検査啓発ティッシュの作成及び配布 日本肝炎デー（毎年7月28日）に合わせた集中的な啓発の実施 肝炎に対する正しい知識・情報の発信と検査受検の啓発 |
| | | ハンセン病療養所入所者訪問事業 〔保健医療局〕 | ハンセン病への理解を深めるために、県職員により6か所のハンセン病療養所の愛知県出身入所者の訪問面談を行い、情報交換を実施 | ハンセン病への理解を深めるために、県職員により6か所のハンセン病療養所の愛知県出身入所者の訪問面談を行い、情報交換を実施 |
| | | ハンセン病問題についての正しい知識普及・啓発事業 〔保健医療局〕 | リーフレット作成・配布、パネル展示 ハンセン病を正しく理解するためのリーフレットを30,000部作成し、市町村・県民生活プラザ・保健所等の窓口に設置配布 | リーフレット作成・配布、パネル展示 ハンセン病を正しく理解するためのリーフレットを30,000部作成し、市町村・県民生活プラザ・保健所等の窓口に設置配布 |
| | | 療養相談事業 〔保健医療局〕 | 在宅の回復者の相談及び指導を年1回実施〈新型コロナウイルス感染症の影響により1回分中止〉 | 在宅の回復者の相談及び指導を年2回実施 |
| 8 犯罪被害者等 | ① 犯罪被害者等に対する理解の促進 ② 途切れることのない支援の実施 | 犯罪被害者支援事業 〔防災安全局〕 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村犯罪被害者等支援実務担当者研修会の開催 犯罪被害者等支援パネル展の実施 犯罪被害者支援ハンドブックの発行 性犯罪、性暴力被害相談窓口を周知するための啓発カードの配布 <p>犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための制度を運用する。</p> <p>ア 犯罪被害者等見舞金 殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重症病や精神疾患を負った犯罪被害者に対し、見舞金を給付する。</p> <p>イ 犯罪被害遺児支援金 犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児に対して毎年支援金を給付する。</p> <p>ウ 再提訴費用助成金 裁判で損害賠償の判決が確定した場合でも、加害者側からの支払いがなく、再提訴をしない場合には、損害賠償請求権が時効消滅してしまうことから、時効成立を免れるための再提訴費用に係る費用を助成する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市町村犯罪被害者等支援実務担当者会議の開催 犯罪被害者等支援パネル展の実施 犯罪被害者支援ハンドブックの発行 性犯罪、性暴力被害相談窓口を周知するための啓発カードの配布 犯罪被害者等支援条例に係る周知リーフレットの配布 性暴力被害者支援相談窓口に係るステッカーを用いた周知 <p>犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための制度を運用する。</p> <p>ア 犯罪被害者等見舞金 殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重症病や精神疾患を負った犯罪被害者に対し、見舞金を給付する。</p> <p>イ 犯罪被害遺児支援金 犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児に対して毎年支援金を給付する。</p> <p>ウ 再提訴費用助成金 裁判で損害賠償の判決が確定した場合でも、加害者側からの支払いがなく、再提訴をしない場合には、損害賠償請求権が時効消滅してしまうことから、時効成立を免れるための再提訴費用に係る費用を助成する。</p> |
| | | 広報啓発活動 〔警察本部〕 | ア リーフレットの作成配布 警察における被害相談窓口を周知するため、同窓口を掲載したリーフレットを作成し、広報キャンペーン等で配布した。 | ア リーフレットの作成配布 警察における被害相談窓口を周知するため、同窓口を掲載したリーフレットを作成し、広報キャンペーン等で配布する。 |
| | | | イ 犯罪被害者等による講演会等の開催 交通事故死亡事故遺族による講演を導入した被害者支援動画を作成し、愛知県警察ホームページ等で配信した。 | イ 犯罪被害者等による講演会の開催 関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等の実態や犯罪被害者支援への理解を深めるための講演会を開催する。 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------|-------|----------------------------------|---|--|
| | | 警察が取り扱う遺体の公費搬送及び公費修復制度 〔警察本部〕 | 犯罪被害によるご遺体について、警察署から遺族の指定する場所までの搬送費用又は遺体の傷痕等を目立たなくする修復費用を公費で負担することにより、遺族の経済的負担や精神的負担の軽減を図るとともに、ご遺体を引き渡す際には、白色かたびら等を着用させ、遺族の心情に配慮した対応を行った。 | 犯罪被害によるご遺体について、警察署から遺族の指定する場所までの搬送費用又は遺体の傷痕等を目立たなくする修復費用を公費で負担することにより、遺族の経済的負担や精神的負担の軽減を図るとともに、ご遺体を引き渡す際には、白色かたびら等を着用させ、遺族の心情に配慮した対応をする。 |
| | | 一時避難施設宿泊料公費負担制度 〔警察本部〕 | 犯罪被害者等が一時的な緊急避難場所としてホテル等を利用する場合には、経済的負担を軽減するため、その宿泊料（概ね4日以内で飲食費は除く。）を公費で負担した。 | 犯罪被害者等が一時的な緊急避難場所としてホテル等を利用する場合には、経済的負担を軽減するため、その宿泊料（概ね4日以内で飲食費は除く。）を公費で負担する。 |
| | | 犯罪被害者等のカウンセリング費用公費負担制度 〔警察本部〕 | 精神的混乱が大きい犯罪被害者のうち、精神科等への受診を必要とする者に対し、経済的負担を軽減するため、その初診料、再診料を含めたカウンセリングに要した費用を公費で負担した。 | 精神的混乱が大きい犯罪被害者のうち、精神科等への受診を必要とする者に対し、経済的負担を軽減するため、その初診料、再診料を含めたカウンセリングに要した費用を公費で負担する。 |
| | | 事情聴取等における部外施設使用料公費負担制度 〔警察本部〕 | 犯罪被害者等からの事情聴取等において警察施設以外の施設を利用する場合には、精神的負担を軽減するため、施設の賃借料を公費で負担した。 | 犯罪被害者等からの事情聴取等において警察施設以外の施設を利用する場合には、精神的負担を軽減するため、施設の賃借料を公費で負担する。 |
| | | ハウスクリーニング費用公費負担制度 〔警察本部〕 | 犯罪被害者又はその遺族の住居が犯罪現場となった場合におけるその住居のハウスクリーニング費用を公費で負担した。 | 犯罪被害者又はその遺族の住居が犯罪現場となった場合におけるその住居のハウスクリーニング費用を公費で負担する。 |
| | | 相談・カウンセリング体制の整備 〔警察本部〕 | 犯罪被害による心身の不調等に関する相談窓口として、警察本部にハートフルラインを設置し、専門のカウンセラーが相談に応じるほか、精神的被害の大きい犯罪被害者等に対してはカウンセリングを実施した。 | 犯罪被害による心身の不調等に関する相談窓口として、警察本部にハートフルラインを設置し、専門のカウンセラーが相談に応じるほか、精神的被害の大きい犯罪被害者等に対してはカウンセリングを実施する。 |
| | | 被害者支援要員制度の運用 〔警察本部〕 | 捜査員以外の警察官を被害者支援要員として指定し、重大事件などの一定の対象事件が発生した際に、発生直後から必要な支援（捜査への付添、自宅への送迎等）を行うことにより、精神的混乱の緩和や捜査活動への不安軽減に努めるほか、内装を工夫した被害者支援車両の活用により、現場での事情聴取等において犯罪被害者等のプライバシーの保護に配慮した。 | 捜査員以外の警察官を被害者支援要員として指定し、重大事件などの一定の対象事件が発生した際に、発生直後から必要な支援（捜査への付添、自宅への送迎等）を行うことにより、精神的混乱の緩和や捜査活動への不安軽減に努めるほか、内装を工夫した被害者支援車両の活用により、現場での事情聴取等において犯罪被害者等のプライバシーの保護に配慮する。 |
| | | 犯罪被害者等への情報提供 〔警察本部〕 | ア 「被害者の手引」の配布 犯罪被害者等に対し、刑事手続の流れや各種相談窓口等が掲載された「被害者の手引」を配布し、早期に適切な情報を提供した。 イ 犯罪被害者等への連絡活動等 重大事件などの一定の対象事件については、その犯罪被害者等の意向により捜査状況等の連絡を行うほか、希望に応じて制服警察官の訪問活動を行った。 | ア 「被害者の手引」の配布 犯罪被害者等に対し、刑事手続の流れや各種相談窓口等が掲載された「被害者の手引」を配布し、早期に適切な情報を提供する。 イ 犯罪被害者等への連絡活動等 重大事件などの一定の対象事件については、その犯罪被害者等の意向により捜査状況等の連絡を行うほか、希望に応じて制服警察官の訪問活動を行う。 |
| | | 広報活動費 〔政策企画局〕 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち ・ラジオ放送「AICHI SATURDAY TOPICS」 ・点字・声の広報あいち | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|------------------------|---|----------------------------|---|--|
| 9 インターネットによる人権侵害 | ① 教育・啓発活動の推進 ② 安全なインターネット環境の普及促進 | インターネット適正利用促進事業 [県民文化局] | インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催する。 また、スマートフォン等の利用に伴う危険性等を広く県民に周知するため啓発活動を行う。 | インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催する。 また、スマートフォン等の利用に伴う危険性等を広く県民に周知するため啓発活動を行う。 |
| | | インターネットモニタリング事業 [県民文化局] | インターネット上の悪質な書き込み等について情報を収集し、インターネット上の人権侵害の現状を把握するため、差別を助長する書き込みのモニタリングを実施 | 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うインターネット上の不当な差別、誹謗中傷等について現状を把握し、対策等を検証するため、差別を助長する書き込みのモニタリングを実施 |
| | | 県立学校情報化推進研修 [教育委員会] | 各県立学校が毎年校内で実施する情報化推進研修に向けて (校内研修のテーマ) ・教育情報セキュリティポリシー ・情報教育の推進(情報モラル教育・情報活用能力の育成) ・教科指導におけるICT活用 ・校務の情報化の推進(教育クラウドの活用等) 中核となる教員の知識の習得と研修技術の向上を目的とした研修を書面で実施 | 各県立学校が毎年校内で実施する情報化推進研修に向けて (校内研修のテーマ) ・教育情報セキュリティポリシー ・情報教育の推進(情報モラル教育・情報活用能力の育成) ・教科指導におけるICT活用 ・校務の情報化の推進(教育クラウドの活用等) 中核となる教員の知識の習得と研修技術の向上を目的とした研修をオンラインで実施 |
| | | 情報モラル教育講座 [教育委員会] | 情報モラルについて、児童生徒のSNS、インターネット利用の現状と課題を踏まえ、効果的な指導の仕方について理解を深め、指導力の向上を図るために研修を実施(eラーニング講座、自由応募32名) | 情報モラルについて、児童生徒のSNS、インターネット利用の現状と課題を踏まえ、効果的な指導の仕方について理解を深め、指導力の向上を図るために研修を実施(eラーニング講座、自由応募60名見込み) |
| | | フィルタリング利用の普及促進 [県民文化局] | 条例が遵守されていること及びフィルタリングの普及を図るため、条例調査員が携帯電話販売店に立入調査を実施 | 条例が遵守されていること及びフィルタリングの普及を図るため、条例調査員が携帯電話販売店に立入調査を実施 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・提供原稿 | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | | 10 ホームレス | ① ホームレスに対する理解の促進 ② 自立支援の推進 | ホームレス自立支援推進費(ホームレス問題啓発費) [福祉局] |
| 生活困窮者自立相談支援事業 [福祉局] | 生活困窮者自立相談支援事業の枠組みにおいて、ニーズに応じた居住支援や就労支援を実施する。(町村部のみ) | | | 生活困窮者自立相談支援事業の枠組みにおいて、ニーズに応じた居住支援や就労支援を実施する。(町村部のみ) |
| ホームレス就業支援事業 [労働局] | ホームレス就業支援相談員を名古屋市自立支援施設に配置し、就業支援カウンセリングを実施する。 | | | ホームレス就業支援相談員を名古屋市自立支援施設に配置し、就業支援カウンセリングを実施する。 |
| 11 性的少数者 | ① 性的少数者に対する理解の促進 ② 教育活動の推進 | 男女共同参画推進事業費(再掲) [県民文化局] | 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の指定管理事業において、市町村のイベント等に啓発パネル「LGBTの基礎知識」の貸出を行い、啓発活動を支援 | 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の指定管理事業において、市町村のイベント等に啓発パネル「LGBTの基礎知識」の貸出を行い、啓発活動を支援 |
| | | 啓発推進費(再掲) [県民文化局] | ・市町村等人権啓発指導者研修会等において、性的少数者(LGBT)に関するテーマの講演を実施 | ・市町村等人権啓発指導者研修会等において、性的少数者(LGBT)に関するテーマの講演を実施 |

| 重要課題 | 施策の方向 | 施策名 | 令和3年度実施状況 | 令和4年度実施計画 |
|----------------|------------|-------------------------|---|---|
| 12 様々な人権をめぐる問題 | アイヌの人々 | 啓発推進費（再掲） [県民文化局] | あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 | あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 |
| | 刑を終えて出所した人 | 地域生活定着支援センター事業 [福祉局] | 矯正施設退所予定者及び退所者等のうち、高齢者や障害者等が再犯に陥らないよう、矯正施設入所中からセンターが関わり、帰住地の調整や福祉サービスの提供体制を整える。 | 矯正施設退所予定者及び退所者等のうち、高齢者や障害者等が再犯に陥らないよう、矯正施設入所中からセンターが関わり、帰住地の調整や福祉サービスの提供体制を整える。 |
| | 婚外子 | 啓発推進費（再掲） [県民文化局] | あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 | あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 |
| | 北朝鮮当局による拉致 | 啓発事業の実施 [政策企画局] | 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する県民の認識を深めるため、啓発事業を実施した。 ・あいち人権啓発プラザでの企画展 ・愛知県図書館での企画展 ・啓発グッズの配布 | 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する県民の認識を深めるため、啓発事業を実施する。 ・あいち人権センターでの企画展 ・愛知県図書館での企画展 ・映画等上映会 ・啓発グッズの配布 |
| | 人身取引 | 啓発推進費（再掲） [県民文化局] | あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 | あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 |
| | ハラスメント | 啓発推進費（再掲） [県民文化局] | あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・啓発DVD等の貸出 ・人権関連図書の貸出 | あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・啓発DVD等の貸出 ・人権関連図書の貸出 |
| | | 広報活動費 [政策企画局] | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 ・広報あいち（北朝鮮人権侵害問題啓発月間） ・愛知だより（男性DV被害者電話相談） | 関係局等の希望を調査のうえ適宜実施 |
| | 災害に伴う人権問題 | 啓発推進費（再掲） [県民文化局] | あいち人権啓発プラザでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 | あいち人権センターでの啓発 ・人権関連資料の収集閲覧 ・人権関連図書の貸出 |